

平成29年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年6月7日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三	町民課長 斉藤明美	企画課長 遠山一郎
教育次長 市川正彦	建設課長 片桐栄一	農林課長 今井一行
観光商工課長 小平春幸	会計室長 市川清美	たてしな保育園園長 中谷秀美
観光事業推進室長 阿部文秀	庶務係長 竹重和明	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時46分

(午前10時00分 開議)

議長（西藤 努君） おはようございます。

これから、本日6月7日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影、議会だより編集委員会の写真撮影をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（西藤 努君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会では、8人の議員から一般質問の通告がなされております。

質問は通告順に行いますが、本日は通告順5番まで行います。

最初に、**3番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 国民健康保険と健康予防事業について**

2. 観光事業と観光事業法人立科版DMOについての2件です。

質問席から願います。3番、今井 清。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

おはようございます。3番、今井 清です。通告に従い、質問いたします。

まず初めに、当町における健康予防事業について伺います。

人生80年と言われるようになって久しいこのごろですが、長寿社会となって、大変喜ばしいことと思いますが、どうしても年をとると運動機能が衰えたり、病気が発症してしまうことが増えてまいります。誰でも、健康で長生きを望んでいるわけですが、認知症になってしまうこともあり、その予防事業が大変重要になってくるかと思えます。このことにつきまして、町長はどのように考えているのかお伺いします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。ただいま今井 清委員からの、健康で長生きするために健康予防事業が重要、町長はどのように考えているかというご質問にお答えさせていただきます。

健康増進法に基づき制定をされた、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、いわゆる健康日本21が、平成24年度に、第2次として全部改正が行われています。当町、立科町におきましても、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画期間とする、第2次健康立科21、立科町健康増進計画を策定しております。

この計画の基本的な方針は、1つに健康寿命の延伸と健康格差の縮小、2つ目に生

活習慣病の発生予防、そして重症化予防、3つ目に社会生活を営むために、必要な機能の維持及び向上、4つ目に健康を支え守るための社会環境の整備、5つ目に、栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善、この5つを柱とするものであります。その中で、町では、生活習慣病の予防を通じて、医療費と介護給付費を削減する、このことを最優先課題の一つとして位置づけております。

町の国保の加入状況では、65歳以上の加入者が全体の65%以上を占めており、今後とも増加をする見込みとしています。65歳以上においては、1人当たりの医療費が高くなる傾向があることから、早い段階で適切な対応を講じなければ、保険給付費は一層増加する見込みであります。国保財政の安定化とともに、伸び続けている医療費を抑制していくためには、被用者保険における健診及び保健指導の状況を把握し、国保加入者だけではなく、他保険とも連携した働き盛り世代に向けた予防事業も重要と考えております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の答弁から、予防事業は大変重要だと考えているとおっしゃられたわけですが、実は私も3カ月ほど前から、坐骨神経痛というのが発症して、少し長い距離を歩いているとお尻のあたりから足が痛くなってしまって、寒いときは、特にしびれから、しばらく立ちどまらなければならない状況になってしまいました。

常日ごろから、健康には十分気をつけ、運動もしてきたつもりですが、医者から加齢ですと言われたときには大変なショックでございまして、あちこちの病院をまわりましたけれども、今は毎日薬に頼っている状況でございます。

そのため、薬局で薬の高額なことに大変驚きました。できるだけ負担の安い後発医薬品、ジェネリック医薬品をお願いしたいと言いましたが、この痛みどめにはジェネリック薬はありませんと言われてしまいました。私も、国民健康保険に加入していますので、医療費の高額なことに大変心配したのであります。

そこで、立科町の国民健康保険制度について伺いますが、近隣市町村では、国民健康保険税の値上げが相次いでいます。医療費の伸びが国民健康保険事業の運営を圧迫し、非常に厳しい状況になっていると聞いています。

現在、立科町の国民健康保険事業について、運営状況はどのような財政状況になっているのか、ここ数年の基金残高並びに保険給付費の状況について町民課長に伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

国民健康保険制度は、日本の国民介護保険の基盤となる仕組みでございまして、年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低く、保険料の負担が重い、そして財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多

く存在するという構造的な課題も抱えていると言われております。

長野県内各市町村国保の状況を申し上げますと、平成27年度決算では、単年度収支差額で赤字保険者数は50でございます。基金からの繰り入れや一般会計からの繰り入れ、また保険税の改定等によりまして、運営が保たれている状況でございます。基金の保有額におきましては、9つの保険者が、積立金がゼロの状況であると公表されております。

立科町国保事業の財政状況でございますが、高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費は増加している状況が続いております。経常収入から経常支出を引いた経常収支、ここから国庫支出金精算額等を考慮した精算後の単年度収支差し引き額では、平成23年度では約890万円、平成24年度では約2,200万円、平成25年度では約1,700万円のそれぞれ収入不足となっております。いずれの年度におきましても、基金からの繰り入れにより財政運営を行っております。

また、平成26年度におきましては300万円ほどの黒字に転じ、平成27年度決算では約200万円の収入不足となりましたが、基金からの繰り入れは行わず運営ができたところでございます。

平成28年度決算見込みでは、基金の繰り入れは行わず、黒字の決算を見込んでおります。基金残高では、平成27年度、28年度で基金の取り崩しを行わず運営ができたため、平成28年度決算見込みでは約1億2,000万円余の基金残高を見込んでおります。この額は、平成25年度末時点と同水準の積み立て額に回復している状況でございます。以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のご回答で、なかなか聞いてみると収支が不足している年があって、プラスの場合もありますが、基金の繰り入れもしなければいけない状況を確認できました。ただ、今の段階では、値上げをする状況にはないということでございますので、少し安心したわけですが、佐久医療センター開業によりまして、高度医療が増えて医療費が伸びているという話を伺いました。近代的医療技術が整った病院が開業したことは安心・安全の医療体制からは大変喜ばしいことですが、反面、高度医療はお金がかかるという問題がございます。

今後の当町における医療費についても、伸びていく可能性は否定できません。国保会計については、年々予算総額が上昇しています。平成26年度の予算総額は8億8,100万円あまりでございましたが、平成29年度は10億円を突破して10億5,800万円あまりでございます。3年間で1億7,700万円ほど増加しています。

しかしながら、これに対して国民健康保険税の予算額は、平成26年度1億7,200万円でしたが、平成29年度は1億5,700万円で、逆に1,500万円減っているのです。全体予算が増えているのに、保険税収入は減っている。どう考えてもこのまま国保会計が将来もつのかということが大変不安になります。このことにつきましては、どのよう

に考えているか町民課長に伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤課長。

町民課長（齊藤明美君） 今後の財政状況でございます。平成30年度には、制度改革によりまして、国においては財政支援として後期の拡充を行い、都道府県と市町村が共に国民健康保険の保険者となります。財政運営の責任主体が県となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、市町村は県の納付金に必要な保険料の賦課徴収を行うこととなります。

このように、保険制度の改正によりまして、県内において保険料負担を公平に支え合う仕組みへと移行することから、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた保険料負担額を決定し、保険給付費に必要な費用を全額保険給付費等交付金として市町村に対して支払うことにより、市町村国保の財政は従来と比べて大きく安定されると言われております。

また、県が保険者となることで、市町村国保はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してまいりましたが、今後におきましては、県に納付金を納めるため、県が示す標準的な保険料率を参考に、町が保険料を賦課徴収することになりますので、いずれにいたしましても、保険給付費の抑制や保険料徴収の取り組みは、各保険者において、これまでどおり努めていかなければなりません。

しかしながら、県は保険者として安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づきまして、効率化、標準化、広域化を推進することになりますので、今後、県また国の動向を注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、30年度からの制度改革になります。スケジュール的には大変厳しい内容でございますが、国保運営が大きく変わる転換期でございますので、混乱を招かないよう、新制度への円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のご回答で、財政の厳しい市町村が多いから、平成30年度には大きな制度改革で、県が事業主体となる方向に進むというような話をお伺いしました。ただ、今現在、町で運営してまいりまして、人口が減少続いている中で、国保会計が伸びてしまうことが、当然医療負担が増えてしまうということになると思います。

国民健康保険税は、町民税などと比較して税額が多額になり、支払いが困難な家庭が多い現状であるということをお伺いしていますが、立科町の現在の平均的な国保税の金額は幾らなのか、また国保税の現在の徴収率の滞納者の数につきまして、総務課長に伺います。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

平成28年度の国民健康保険税の状況となります。1人当たりの保険税の平均額でござ

ございますが8万1,882円となっております。徴収率は5月末現在の、まだ公表されておきませんので、4月末現在となりますけれども95.48%ということでございます。滞納の状況でございますが、国民健康保険は世帯で管理をさせていただいております。137世帯に滞納があるというこういう状況でございます。28年度の総世帯数が1,196世帯というこういう状況であります。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまのご回答から、滞納世帯が137世帯、全体の世帯の1割を超えるような数字になってしまっている現状で、大変、厳しい状況じゃないかと思うんです。支払いが困難な方の多い状況になってございます。

やはり、国保税につきましては、ほかの住民税とか軽自動車税などと比較して、かなり高くなります。1人当たり8万円を超える金額でございます。これからも、今後の状況から、国保税の値上げは、私は、大変、今の現状を考えてもするべきではないと考えています。それには、今後どうしたらいいかと考えた場合に、病気にならないような予防施策が大変重要であると考えます。また、健康に関心を持ち、病気を悪化させない、少しでも現状を維持する取り組みを推進することが必要ではないでしょうか。

町では、生活習慣病の予防、重症化を防ぐため、がん検診や特定健診、骨密度健診などを実施していますが、その受診率並びに治療や生活改善が必要な場合の改善指導について、現在どのように保健指導しているのか、町民課長に伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

がん検診や特定健診等の受診状況、また改善指導の状況でございますが、各種健診の受診状況につきまして、平成28年度実数でございますが、主だったものを申し上げます。

結核健診では794名、肺がんCT検診では423名、胃検診では105名、婦人科検診では177名、そのような状況でございます。特定健診では、確定数値ではございませんが、現時点で40歳から74歳の国民健康保険加入者の方で、対象者1,722人中、受診者は807人、受診率は46.86%でございます。こちらの数字につきましては、昨年度とほぼ同率である状況と見込んでおります。

先ほどの健診でございますが、ほとんどの健診におきましては、受診者数は前年より増加の傾向でございます。また、特定保健指導につきましては、特定健診の結果によりまして、メタボリックシンドロームの診断基準に沿いまして、生活習慣病の予防の必要がある方に対し、医師、保健師、栄養士などにより生活習慣を見直すサポートを行うものでございますが、状況により、動機づけ支援と積極的支援を行った後、6カ月経過後の結果を生活習慣調査表として確認をさせていただいております。この

内容につきましては、保健指導の効果の確認や今後の事後評価として活用しております。

この保健指導につきましては、単年度で終了するものではないため、直近で平成27年度実績となりますが、前年度より0.5%増の57.3%であります。目標値を60%と定めて推進をしておりますので、今後においても継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 検診の受診率が上がっていることは、大変喜ばしいことだと思います。ぜひまたその方向でお願いしたいと思います。

さて、今年の1月に社会文教建設常任委員会におきまして、栃木県の大田原市の保健福祉部健康政策課に行政視察に伺いました。大田原市では、健康の健に幸せと書いて健幸プロジェクトを実施しています。内容につきましては、高齢化する地域の活力を維持していくには、市民一人一人が前向きに取り組む必要がある。いつまでも自分の足で歩く、自分のことは自分でやる、自分のことは自分で決める、今やることがある、私ときから自分の健康に関心を持つことに取り組まなければ、医療費や介護費用の適正化につながらない、病気になる前の予防施策として、運動の強化を掲げ、健康ポイント制度を発足させました。そして希望者に歩数計を貸し出し、健診をしたら何ポイント、1日2,000歩以上歩いたら何ポイント、町の健康指導講座や健康事業に参加したら何ポイントかを与え、そのポイントを集めて、市の日帰り温泉無料券やポイント加盟店で使える商品券に交換できるという制度でございます。自分の健康は自分で守るということの大切さを認識する取り組みの手法として、大変有意義であると感じました。

今後、当町につきましても、ポイント制度に取り組むべきと考えますが、このことについてどう考えますか、町長に伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃったとおり、健康に無関心な方をいかにして意識づけをさせ、また意識づけをしていただき、そういうふうな健康に向けての行動に移していただくかは、本当に大変重要なポイントであるというふうに捉えております。

その中で、健康ポイント制度のご提案ですが、ほかの自治体の取り組み、多く取り組まれているところもあると思います。その成果だとか効果、そういうことに対して、参考にして当町でも研究したいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 健康ポイント制度につきましては、ポイント交換商品として町営の権現

湯の無料券ですとか、御泉水自然園の入園券など町の施設ユーザーを使えば、あまりお金をかけなくても事業化できると思われます。歩数計につきましても、1個2,000円程度で購入できますので、導入費用も安く済みます。厚生労働省で推進している事業であり、全国で導入する自治体が増えています。このことについては、承知されておりますか、町民課長にお尋ねします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） はい、お答えいたします。

国民健康保険のみならず、健康保険事業の健全な財政運営を行うために、各保険者は医療費の抑制を図っているところでございます。その取り組みの一つとして、ヘルスポイントの付与など、個人へのインセンティブ、簡単にいえば動機づけ、またお得感ですとかご褒美というような感覚になっているかと思いますが、こちらのポイント制度を行っている保険者がいることは承知をしております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 承知はしているということなのですが、健康に無関心な人も積極的に健康づくりを行ってもらうために、一つのきっかけづくりとして、健診の受診や健康教室参加など特典を与えることは、健康増進と地域の活性化にもつながり、国民健康保険事業や介護保険事業の安定した運営にもつながると思います。そのため、健康ポイント制度の取り組みが、私は是非必要だと思います。このことについて、もう一度町民課長に伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） はい、お答えいたします。

昨年厚生労働省で示されました個人の予防、健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みに係るガイドライン、こちらでは、個人が無理なく健康づくりを行える環境づくりや、わかりやすい情報提供、そして個人にインセンティブを提供する方法として、表彰やヘルスケアポイントの付与などを想定しているところであります。

町では、昨年度から、特定健診の無料化やがん検診の助成など、健診を受けやすく、そして負担の軽減を行っている、これも一つのインセンティブの取り組みと考えております。これらの結果につきましても、数年単位での評価が必要でございます。

また、健康維持や予防の取り組みは、早い段階での動機づけや継続性も必要であることから、現役世帯が加入する保険者における保険事業やインセンティブの取り組みに期待をするところでございます。

健康ポイント制度につきましては、今後、国の動向、また先進的な他の自治体の取り組みによる成果等も参考にさせていただき、またこれを行った場合、どのように数字として評価ができるのか、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 例えば、ご回答では研究をするというようなご回答になったんですが、私が申し上げたいことは、今の国民健康保険の予算額の状況を見ますと、右肩上がりの現状でございます。今後、国民健康保険税を上げるようなことはしないでいただきたい、加入者の負担を抑えるためには、今対策をしなければ間に合わないとは思います。その対策について、どのようなことを考えていらっしゃるのか、またその認識はあるのか、町長にお尋ねします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、非常に住民の方も不安に思われているというふうに思います。しかし、ご存知のとおり、全国的に少子高齢化の波が、非常にこの当町にも押し寄せて来ています。そういう中で、現在立科町の国民保険運営につきましては、基金という形の中で、住民の皆さんに保険料を上げるという措置をしなくても進められていっているというふうに認識はしております。

その中で、今、先ほども町民課長からもお話されましたように、平成30年度から、国から県、また市町村に保険者が変わっていきます。その動向の中で、この長野県の中でもどういうふうな形の枠組みが生まれてくるかということは、非常に各市町村も注視をしているところであります。そういう動向を見ながら、やはり保険料に関しての、これからの負担や何かは考えていかなければいけないというふうに思っています。

その反面、今議員が言われたように、住民が一人一人が健康に興味を持ち、また健康に進んでいくような施策というものは、町はしっかりととっていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 健康ポイント、こういう制度を活用しまして、ボランティア活動や子育て支援活動につなげることも考えます。人は、健康づくりを始めると他人に話したくなるとのことです。いつまでも健康であるために、運動習慣を取り入れることの大切さを町が主体となって推進するよう強く求めます。

それでは、次の質問に移ります。

1月25日の開催の議会全員協議会の中で、町のほうから観光事業推移室において、本年度、観光事業法人立科版DMOの設立をするために、実施計画を作成するとの説明を受けました。

そこで、観光事業と観光事業法人立科版DMOについて伺います。

観光商工課は、本年度、課長以下、多くの職員が人事異動により新しいメンバーとなり、一般事務職では、経験年数1年ほどの浅い経験年数の職員2名を残して、全員が変わりました。私も観光課に7年在席していたことから、観光宣伝事業での県観光

部とのつながりや、旅行代理店、エージェントなどは、顔を知ってもらい信用していただくために、ある程度の経験年数が必要な部署であると感じています。

また、観光商工課は、係長2人がいなくなり、課長と室長の下は、直接一般職員である、今まで見たことがない体制でございます。本年度は、14名という最近なく多くの新規採用職員がいる中で、他の課は増えているにもかかわらず、観光商工課の職員は減っていますが、この体制で業務の遂行に当たって支障がないのかどうか、どのような考え方で職員体制を考えたのか、町長に伺います。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

人口減少社会の到来により、効果的で効率的で、なお効果的な町政運営を行うことが求められているというふうに思います。限られた財源、また人員の中で、新たな行政課題、また社会経済情勢の変化に対応できるよう、町、組織全体で適正な人員、また配置により、効果的な機能的な組織づくりに努めてまいりたいと私は考えております。

また、課長、室長、職員の連携を密にし、業務改善などアイデアを出し合うなど、職員の能力を最大限に発揮してもらうことにも期待をしているところであります。業務の遂行には、私は支障がないというふうに考えております。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のご回答で業務に支障はないということだったんですが、立科町は観光と農業の町であると思います。町長も認識されていると思いますが、それには、職員体制を充実させることが一番重要であると考えます。観光商工課のように、係長がないような体制では、指揮命令系統がうまく機能しないことが考えられます。このような体制で、観光事業に力を入れていくことができるのか、このことについて副町長にお尋ねします。

議長（西藤 努君） 山浦副町長。

副町長（山浦智城君） お答えをします。

先ほど、町長も申し上げましたとおりであります。課内の職員の協力、連携、また業務改善など出し合うなどしまして、職員の能力の最大限発揮していただくことによりまして、観光事業も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、業務改善をしていくというなご回答だったんですが、今現在支障が出ていることはないのかどうか、具体的などこはどのような状況になっているのか、観光商工課長に伺います。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） お答えいたします。

先ほど来、説明があったとおり、人員は少なくなってきました。その中で、現在の中では、最重要課題をやりまして、現在のところはとどこおりなく作業が進んでいると思いますが、優先順位をつけることによって、現在、どうにか動いているというところでもあります。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の体制で一生懸命頑張っているというような状況だと思いますが、あまり過重は強くなって仕事が間に合わないような体制にならないようなことを、ぜひ対策とってもらいたいと思います。

続きまして、索道会計についてお伺いします。

観光の目玉である索道事業は、毎年、赤字決算が続いています。過去に蓄えた留保資金も毎年、取り崩しの現状ですけれども、現在の事業状況や留保資金の残高についてどうなっているのか、観光商工課長に伺います。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） お答えいたします。

昨年度、平成28年度の索道事業の概況から報告をさせていただきます。

まず、夏山営業ですが、紅葉時期の天候不順や週末ごとにふる雨や霧の影響を受けまして、来客数は減少となってしまいました。

冬山営業につきましては、白樺高原国際、しらかば2 in 1 両スキー場ともに、予定どおり12月の19日に営業を開始することができましたが、雪の量は12月から1月にかけて少なく、降雨などの影響を受けまして、全面滑走となりましたのが、白樺高原国際スキー場は1月の20日、しらかば2 in 1 スキー場は1月17日となりました。シーズン後半におきましては、自然降雪も多くなりまして、4月2日の営業終了日まで最盛期とそん色のないゲレンデ状態となりまして、シーズンの途中から導入いたしましたSNSによる宣伝効果と相まって、3月の売り上げの大幅な増加となりました。

客層につきましては、シニア層が前年対比32%増、小学生以下が16%増と良好に推移しましたが、中学生から55歳までの大人圏の該当者においては7%の増という伸び悩む結果となりました。冬山シーズンを通して、前年対比16.6%の増収となったところです。しかしながら、前々年対比ではマイナス14.8%の結果となりました。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 去年よりよかったけど、おとしより状況が悪いというような、今お答えになったんですが、先ほどお伺いした、留保資金について、今の状況でどんな状況であるのか、あと何年もつのか、留保資金がなくなった場合はどうするのかその辺について、観光商工課長に伺います。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） お答えいたします。

留保資金、いわゆる過年度分、損益勘定留保資金と申しますが、万円単位で切り捨てでご説明をさせていただきたいと思います。

平成24年度末では5億2,011万円であったものが、翌年平成25年度末で4億7,055万円、平成26年度末で4億5,764万円、平成27年度末で3億5,791万円、28年度末、直近であります。前年より5,385万円減の3億406万円となっております。

あと何年もつかというようなことでありますが、今申し上げましたとおり、その年ごとに減少する額が違っております。そんなことでありますので、一概に何年大丈夫というようなことは、現時点ではお答えすることは難しいと考えています。

また、過年度分損益勘定留保資金がなくなった場合どうするのかというようなご質問では、現在今後の運営方針について検討しておりますので、そうなる前に何らかの方針を示す必要があると考えています。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 平成24年に5億円あったものが、今3億円に減ってきてしまっている状況だと思います。現在、観光事業推進室では、観光事業法人、仮称観光まちづくり会社DMOを立ち上げる準備をしていますが、現在どのような法人を考えているのか、法人の設立趣旨、運用携帯、事業計画について、観光事業推進室長に伺います。

議長（西藤 努君） 阿部観光事業推進室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） お答えさせていただきます。

前回、今井議員から前回の定例会で一般質問でもお答えしたとおり、人口減少、少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である地方創生におきまして、観光は交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となります。地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域の誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役としての役割を果たす日本版DMOを形成、確立し、これを基軸とした観光地づくりが必要と考えられています。まさに、これを推進するために前年度28年度に5回にわたり、延べ136名の町民の皆様参加によるワークショップ等を開催し、DMOとは何かということをお勉強してまいりました。

今年度29年度も同様に、町民の皆様の意識を風化させないためにも、ワークショップ、タウンミーティング等を開催し、町民の皆様のご理解とDMO構築に向けた検討委員会、協議会等を立ち上げようと計画をしております。

ただ、現在は、直近の課題として、索道事業の経営の立て直しを図るために、集客、売り上げの向上、費用削減、お客様満足度の向上を最優先させて事業に取り組んでおるところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 観光事業推進室長は町の職員でございますが、町の一般職員が一般法人

の民間会社の設立準備を業務として行うことは、私はちょっと疑問があると考えます。
この点につきまして、町長の考えを伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、今井議員が会社設立ということですがけれども、現在、会社を設立することは、現時点では決まっておられません。職員が会社設立業務を行うことについての議員のご指摘については、問題がないというふうに私は考えています。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお答えで、まだ今の段階ではそういう設立する予定はないというなお話でございました。その辺については、地方公務員法もございますので、十分注意しながらご検討をお願いしたいと思います。

町営スキー場の今後のあり方については、今の赤字体制では無理だと私は考えますが、町で観光まちづくり会社DMOを設立して、そこで今後運営を行うことは、今のとこまだ決定すべきでないというふうに考えます。

民間にはスキー場の運営会社が数多くございます。スキー場運営会社は、複数のスキー場経営を行っており、ノウハウもございます。現在、各地のスキー場は、チェーン店やグループ系列のスキー場が増えています。スキー専門店のアルペンでもスキー場を運営しています。今人気の群馬県の川場スキー場や、北信の竜王スキー場、スキーパーク、八方でスキー場を運営する日本スキー場開発や全国にリゾートホテルを運営する星野リゾートでも、北海道トマムスキー場やアルツ磐梯スキー場などの複数のスキー場を運営しています。まずは、スキー場の運営会社にも打診すべきだと思いますが、打診をされていらっしゃるのかどうか、観光事業推進室長に伺います。

議長（西藤 努君） 阿部観光事業推進室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） お答えさせていただきます。

まさに、今、今井議員がおっしゃったとおり、スキー場経営はさまざまな形態でとり行われていると私も認識しております。

今回、DMOが索道事業を経営するのではなく、索道事業を今厳しい町営の運営から公設民営を堅守した上で、指定管理者制度を含んだ民間セクター等の活用を検討すると申し上げているところでございます。

観光事業会社を設立するとは、先ほどの町長の答弁のとおり、今現在は何も決定をしておりません。町民の皆さんや観光事業者の皆さん、もちろん議会との合意形成を図った上で、経営のあり方、そのところを検討すべきだというふうに思っております。その結果、索道事業が軌道に乗り、索道事業会社がDMO推進の旗振り役となるようなことが、観光によるまちづくりの一つとして考えるべきではないかというふうに思っております。

議員のご質問のとおり、もちろん民間の専門セクターの活用の検討をしなければならぬと思っておりますし、幾つかの複数の会社とのヒアリング等も行っている状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の回答で、複数の業者さんとのヒアリングを行っている状況をお伺いしました。いずれにしても、先日の全員協議会の中では、観光事業会社の設立ありきというような、私は印象を受けたわけでございます。今後も、地元の観光事業者の皆さんの意見を吸い上げ、同意を得て、それから観光DMOにするのか、指定管理者制度にするのか、はたまた民間のスキー運営会社に経営を任せるのか、その辺の一番のところの政策の同意を得られるという施策が一番重要なのであるかと考えます。その辺について、今後どのように進めていくのか、観光事業推進室長に伺います。

議長（西藤 努君） 阿部観光事業推進室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） お答えさせていただきます。

まさに今、議員のおっしゃるとおり、1月の全員協議会の際に、今後の索道事業のあり方という形で、過去にいろいろ検討されたことを踏まえて、素案というかそういったものを申し上げた次第でございます。

そのときにも申し上げましたが、運営形態はいろいろございます。むろん町単独による町営、それから、このまま続く町営、それから、第3セクター等々の活用、それから、専門会社、民間セクターの活用、もしくは最終手段としての売却等といった形態が考えられると思います。こちらのほうも、やはり私は前回も申し上げたんですが、やはり町内で経済循環ができる仕組みをつくるこういったものは大事だと思っております。それが雇用を生み、元気になるまちづくりを行う地域の力、こういったものを引き出すための会社を設立して、DMO化していくというようなことも検討すべきだと私は思っております。

ただ、今前回そういうような状況ではないというような中で先ほども申しましたが、近々の課題である索道事業の経営健全化、前回ちょっとお話ししましたが、近隣に大きく飛躍した公社さんがやられているスキー場がございます。こちらは、スピーディーに変化に対応し、いろんな施策をとって、お客様満足度を向上させる施策をとって、数少ない厳しいスキー場の経営の中で、素晴らしい飛躍をしたスキー場もございます。ですから、もう一度、今の職員体制の中で、経営改善ができるように、今いろんな施策をしているところでございます。むろん職員だけではできません。地元の関係各位、観光事業者の皆さん、皆さんと今、早目に協議もしてございます。今の夏山営業、それから今期の冬山営業に伴った営業スタイルの確立、マーケティング、ターゲティング、こちらのものも全て考えた上で、今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今取り組んでいるところのご回答ありましたが、以前の議会の説明の折に、説明資料の中でなんです、白樺高原女神湖地区の総合実施計画の策定を、これから7月から始めるというような流れをお伺いしました。再整備計画で、マスタープランを作成するというような予定を伺ったわけですが、今現在、この総実施計画の策定の状況についてはどのようになっているのか、観光推進室長にお伺いします。

議長（西藤 努君） 阿部観光事業推進室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） お答えさせていただきます。

29年度の計画の中に、白樺高原マスタープラン作成というものを上げさせていただきます。当初予算に盛り込まさせていただいた上でお認めをいただいております。

大変申しわけない中で、4月新年度スタートしたんですが、若干ちょっと着手が遅れておまして、ほぼ仕様が全て固まり、今入札準備等にかかっているところでございまして、9月の末ぐらいを目途に、成果品という形で皆様にお示しできる予定にしております。

こちらのマスタープランに関しましては、以前の索道事業のあり方研究科会議で答申がございましたように、索道事業、そのものだけでは持続可能な経営は難しい、複合ビジネスが不可欠であるという答申の中で、もう一度白樺高原の地域全体の計画を示した上で、索道事業だけではないいろんなビジネスが展開できる旨の計画を立てていこう、その素案になるマスタープランをつくって、それを住民の皆様、観光事業の皆様、議会にもお示した上で、ワークショップ等々開いていながら、計画を進めていくというようなマスタープランになりますので、またこれ9月ぐらいに何とか仕上げた上で、方向性を定めてまいりたい。これと索道事業を結びつけて、なおかつ最終的に地域の稼ぐ力を引き出すためのDMOというものも、一緒になって推進していけるようなマスタープランで考えているところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ただいまのご回答で、9月末の終わりにはマスタープランができるというようなお話だったんですが、私もスキー場の運営に当たっては、スキー場の施設、ゴンドラリフトとかスノーマシン、圧雪車などの修繕とか維持管理に毎年億単位の経費がかかっていると思われま。この経費が、スキー場の運営を厳しい状況にしている現状であると思えます。

このような中で、今後、町でそれについては負担して、リフト収入のみ別な会社ですとか、運営会社等で黒字部分だけ経営するような体制をとっていただくようなことであれば、とても今後マスタープランの中では認められないと思いますので、その辺について、今修繕とか維持管理費のことについてはどのようなことを考えてらっしゃるのか、観光事業推進室長に伺います。

議長（西藤 努君） 阿部観光事業推進室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） お答えさせていただきます。

今の議員のご質問ですが、今修繕、資本的投下という部分になりますけども、今年度は大体5,000万強の費用の捻出を考えております。今後、スキー場をどういう形で運営していくかという内容にもよりますけども、基本的に公設民営という形で進めるのであれば、これは一般会計に入っていくという形になりますから、費用負担は避けられない状況になろうかと思えます。

ただ、管理運営方式の仕様により、その負担額が決められますので、資産を維持保全する行政、町側と運営をお願いする事業者との契約内容、仕様を協議することとなることと思えます。

ただ、町が一切負担しないというようなことは考えられませんので、もし町が今後負担をしないというようなことを決めるのであれば、最終手段である売却というようなことの手段しか考えられないというふうに思っております。ただ、これはスキー場を手放すという最終手段になるということになりますので、慎重な協議が必要になるかなと思えます。

ただ、今いろんな指定管理の方法、委託の方法というものは、全国でやられております。どういう形で維持、継続していくかというものを、その中で詰めていく必要性があろうかと思えます。

以上でございます。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） いろいろな選択肢から町にとって一番よい施策を検討し実行することが大切だと思います。さまざまな事例や、他のスキー場の運営の調査、研究し、立科地区の観光業者並びに住民の理解を得て推進するよう、強く求めて私の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

議長（西藤 努君） これで、3番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は、11時10分です。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時11分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2番、森澤文王君**の発言を許します。

件名は **1. 今後の人権教育等について**です。

質問席から願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番（森澤文王君） 2番、森澤文王、通告に従い質問いたします。

今後の人権教育等についてとしまして、その1番目としまして、現在新しい人権としてLGBTが注目されている。当町も早目に学習の機会を設けるべきと考える。町長の考えは、とさせていただきます。

昨年、私たちが受けた人権教育の内容は、同和問題だったのですが、参加された方々からは、なぜ今同和について学習するのかというこのような問いがありました。

私は以前は差別があるという情報が差別を生む、だからそのようなことは学習しないほうが差別を生まないという考え方も重要ではないかと考えておりました。しかし、おとしに開催されました人権学習の講演会で、講師の三浦明利さんのお話を聞きまして考えを改めました。人は、何も知らなくても差別に加担してしまう。知らないからこそ小さな情報から差別に加担してしまうことがある。だからこそ、私たちは学ばなければならないということについて、ご自身のエピソードを交えて教えてくださいました。私としましては、目からうろこが落ちるというところで、自分の考えが偏っていたことを思い知ったというわけなのです。差別をなくすために差別を知る、人権を尊重するためには学習が必要ということになると思います。

では、私たちがこれから新たに学習しなければならない人権には何があるのか。その一番に上がるべき人権が、このLGBTについてであると私は考えます。ご存知のとおり、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーなどの性的マイノリティの方々の総称として今のところ扱われておりますけれども、セクシャルマイノリティというほうが言葉の通りがいいように感じておりますけれども、このことについては、もう世界中で取り組まれているのは、もはや常識であるといつてよいのではないかと思います。ここで、最初から差別をするつもりはないからそういう人たちなんだろうということでは、やはり誤解と偏見を生んでしまうと考えます。

では、学習してみようということで、私、大手インターネットサイトで書籍を購入しようとしたのですが、大半が教育の現場に向けたもの、中高生等の若年層に向けたものでした。このことから、教育の現場においては、喫緊の課題であるということが推察されます。文部科学省からも性的マイノリティの生徒に配慮するようという通知が2015年の4月にあり、1年後には、通知を徹底するために、教職員向けの資料が配付されたと、私も参照した資料には書いてありました。最近の調査では、日本人の7.6%がLGBTであるというものが出ています。これは、計算上は13人に1人ということでもよろしいかと思うんですが、この議場の中の数に当てはめると2人いるということになります。そう考えると結構な確立になってくるんですけども、これ心の揺らぎの大きい思春期の若者にとっては、大人以上に深刻な問題だということであると考えられます。

そして、これは教育の現場のみが十分な学習をすればよいということではなく、私

たち大人が、さらに理解を深めていなければならないことであると、私はそう考えております。

このLGBTについての人権学習を早急に行うべきであると私は考えます。町長のお考えを伺います。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、森澤議員からもご提案がありました人権学習、これは本当に今もう、お話をしていたいただいとおり、毎年人権学習会を開いております。そのことに触れていただいて、そういうふうな意識を変えていただいたということは、私は立科町として、そういう人権学習会をやって啓発活動をやっていることが効果があったというふうに考えさせていただきます。

そのことと、またこのことにつきまして、いろいろと経過をLGBTのことについて経過をたどりますと、性的少数者を示すLGBTなる現象があらわれてきたのは2000年くらいで、現在はこの4タイプにおさまり切れないわからない人たちを示すクエスチョニング、Qを加えたLGBTQという表記がアメリカでは一般的だそうです。

また、この言葉に変わる言葉も考え出されているというふうに聞いております。現在は、多くの方がLGBTなる言葉の歴史を知らず、ただはやり言葉のように使っている状況で、この4文字に代表される性的マイノリティの皆様には、むしろこのように一文字にまとめられてしまうことに対して、非常に抵抗感を感じている人もいます。それは、それぞれの方々が、異なった価値観をもっているからだというふうに私は考えております。

多くの人権問題がそうであるように、そのような方々の存在を認識をする、存在を受け入れなければならない、生きづらさを共感することが、私は必要だというふうに考えています。

さまざまな価値観を否定せずに受け入れてこそ、誰しもが生きやすい社会が実現するもので、そういう社会の実現のために、まずは啓発活動しかないというふうに私は考えております。

さらに、詳しい説明は教育長のほうからさせていただきます。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えをさせていただきます。

森澤議員と重複する部分も若干ありますので、ご容赦願いたいと思います。なお、このLGBTという言葉を使わずに、議員もおっしゃった性的マイノリティという言葉を使わせていただきます。よろしくお願いいたします。

日本の状況ですけれども、これも議員の質問の中にあつたように、日本では7.6%、

これおとしの電通という会社が調べました。決して少なくない数字であります。

これも議員のお話の中にありましたように、学校現場では既に対応が文科省の指示によって進んでおります。そういうような性的マイノリティの児童、生徒に配慮をしないといけないということで、かなりいろんな対応をしているところでもあります。

また、同性のパートナー同士を夫婦として認める制度が、今のところ東京都の世田谷区とそれから渋谷区で制定されておるといふふうになっております。

今の町長のお話にあったわけですが、この性的マイノリティの人たちが、どのような場面で生きづらさを感じているかということ、自分の価値観を公にしたところ、ばかにされる、差別される、偏見を持たれる、嘲笑の対象とされる、いじめの対象とされた、このような事象が多々あって、絶望感を感じているということのようです。おとしも、自分が同性に感情をあらわしたところ、それを公にされて、ついに自殺に追い込まれているという話があるわけですが、同じ同性愛者の方は、一般の方に比べて、自傷の自殺率が6倍に及ぶという調査も実はあります。

誰であっても、自分の価値観を尊重されて、自分らしい生き方ができる、こういう社会を目指して、そのためにこれも町長の話にあったわけですが、まず正しい知識を持つこと、それから理解者を増やすこと、それから場合によっては社会一般の制度や慣習を変えなければいけない、このようなことをすることが、結局は自分たち、我々一人一人にも返ってくるというふうに思っています。

この人権問題についても、必要であれば、これも今議員のお話にもありましたように、町で行っている人権学習会等を使って啓発活動を進めていく必要があるだろうというふうに思っています。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 人権学習をしていこうというお話をいただきましたけれども、教育長に伺いますが、ここで具体的にどのような学習方法で人権学習やっていこうかなというプランがあればお願いしたいです。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 先ほども申し上げましたけれども、学校現場ではかなり児童、生徒への啓発が進んでいます。一方、社会人の方々につきましては、全く手がついていない状況だと思われま。

実は、このような話もちょうだいしまして、今年度の分館人権学習会でそこにかかわるようなテーマを持ったビデオテープ等があるかどうか調べました。ほとんどありません。ほとんどないということは、要するにそれだけのニーズもないし、一般の方の認識もそんなにないということだと思います。もうちょっと広く一般に認識が進むと、有効なそういう教育ビデオも出てくるんじゃないかというふうに期待をしているところでもあります。

これは無理でも、広報等で人権シリーズと銘打って、いろんな啓発の文書が載っていますので、そのようなものを使って、何とか周知していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） そうですね、いいVTRがあればいいとは思っていたんですが、なかなかないので、私も今回テーマに、この問題をちょっと触れさせていただいていますが、やはり、私が読んだ資料では、ここ100年、150年の問題ということで、何か難しいものなんですけれども。今ちょうどインターネットニュースのほうでは、日々上がり続けてくる、最もホットな人権問題になってくると思います。これについては、そうですね、乗り遅れないほうがいいと、大分早く教育学習を、私たち議会もこういう問題に対しては速やかに対処したい、私たちも学習するべきであると考えておりますので、行政の皆様、町民の皆様にも、学習する機会を早急に設けられるようお願いをしまして、次の（2）に移っていきたくと思います。

（2）番としまして、公共施設のLGBT対応も検討するべきであるとする、町長の考えを問うとさせていただきました。これは、今難しい話だという話をしていた中で申しわけないんですが、十分に学習をして理解を深めないと、今後の対応というものは考えていかれないといえるかもしれませんけれども、でも公共施設を対応させるという観点から理解を深めていくということも考えられますので、そういう考え方もあっていいのではないかなと思うんですけれども、この公共施設対応についての町長のお考えを伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、森澤議員が言われたみたいに、少しちょっと気になったことは、私はこの問題は流行ではないというふうに思っています。流行でこういう人権学習をするべきではないというふうに私は思っています。

そのことを先にお話をしてから、公共施設のこういう性的マイノリティの皆さんに対する対応ということですが、私はやはりそういうことではなくて、やはりもっと必要なこと、公共施設いろいろな施設の中で、やはり障害をお持ちの方、やはりストーマーをお持ちの方たちのために対するオストメイトの問題ということが取り上げられてもいるというふうに思います。そういうことを総称して、誰もが分け隔てなく使えるように公共施設はあるべきだというふうに思っています。

そういう中で、今後いろいろなことに対してそういうふうな対応ができるかどうかということをしっかりと考えていながら、研究、またしていかなければいけないのかなというふうに思っています。これは公共施設とって、町だけではなく、各事業者の皆さんともお話をしていきながら進めていかなければいけないのかな、その前に

私たちの意識をどういうふうにするものも受け入れられるようにしていくかということをしつかりと、やはり皆さんと啓発、こういう人権問題についての啓発活動をしていながら行っていくということが、最優先されるべきではないかなというふうに私は考えています。

以上です。

議長（西藤 努君） 2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 気をつけて話しておりましたけども、やはり人権問題はうかつにしゃべると落とし穴に足がはまるというわけで、少々誤解が生じたようでございますが、今一番ホットな人権問題としましたのは、流行ということではなく、過去流れてきた歴史の中で、今一番表面化されて、今一番対処が求められている問題であり、早急に手を打たなければならない、今この流れに乗らなければ乗り遅れてしまう、乗り遅れてしまうというのは、後になって対応が追いつかなかったことに対する苦慮が間に合わないという意味で使わせていただいたんですけれども、なかなか私も言葉が軽くて伝わらなかったことを反省しておるところでございますけれども、でも町長のほうでも慎重に対応考えていただける、この問題に対して我々は真剣であるという姿勢は大変感じられましたので、気持ちを一緒にして、この問題に取り組んでいかれるんではないかと、ちょっと確信をしたところでもございます。

ここまできますと話は結ばせていただくようになりますけども。じゃあ結びに入ります。

一知半解、今回私、このテーマを扱うに当たりまして、常に感じたのはこの言葉でした。セクシャルマイノリティに関する差別については、大変複雑で奥が深く、私が参照した資料でも、参照する最中にある程度の理解はできたかと、あぐらをかこうといたしますと、ある程度理解が含む、誤認、誤解についての説明が入り、理解の浅さを反省させられることが何度もありました。

セクシャルマイノリティについての理解が進むに当たり、今度は今までにいろいろな人権問題を学習してきたことについて、本当に理解して私たちは偏見がないようにしてきたのかとこのように考えるようにもなりました。差別をしないし、偏見は持っていないというのは、とても大切なことではありますが、理解が浅いとそういっているだけで差別発言が混ざって、相手を傷つけてしまうということが考えられます。やはり、他人を傷つけることは避けたいです。ここまで言いながら、まだ一知半解という言葉の中から逃れられていないというふうに思っております。

通告書を提出した段階では、私随分と学習不足でしたので、先ほどから仕様には気を使っておりますが、現在よく使われているLGBTという表現を使ってみたんですが、やはりこの言い方では不十分であるというふうに感じますし、当事者の方に深いな思いをさせているのではないかという不安も残ります。このLGBT、セクシャルマイノリティの人権教育を行うことによって、さまざまな人権についても、しっかり

と理解が深まり、差別のない明るい立科町として、よりよいイメージが定着することを
を願ひ、私の一般質問を終わります。

議長（西藤 努君） これで、2番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は、午後1時30分からです。

（午前11時32分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、再開します。

次に、5番、両角正芳君の発言を許します。

件名は 1. 立科町農業・農村の課題解決に向けた取り組みはです。

質問席から願ひます。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 5番、両角です。

通告に従いまして質問をいたします。

私は平成27年9月定例会並びに平成28年6月定例会の一般質問において、立科町の
農業・農村関係にかかわる質問をいたしました。特に、町の主産業であります農業の
現状と活性化策を中心に町長並びに担当課長にお伺いをし、数字的根拠に基づく回答
や方向性等をお聞きをいたしました。しかしながら、農地集約化に伴う、思うに任せ
ない課題や農業用廃施設の整備促進と農業用機械の維持更新に対しては関係機関との
協議及び国の補助金を活用する紹介等を行う旨のお話はありましたけれども、町として
直接支援する考えは特に聞けませんでした。そこで、本定例会では若干角度を変えな
がら再度質問をいたしますのでご答弁よろしく願ひ申し上げます。

まず最初に、立科町農業・農村の課題解決に向けた取り組みはについて、3点ほど
質問いたします。

立科町の基幹産業である農業、とりわけ稲作経営は米余りや輸入米の増加等による
生産調整が続く中、国の補助制度のある飼料米やWCSへの取り組み等によって、一
定程度の所得が見込め、生産過剰による米価下落を最小限に食い止めている現状で
ございます。しかしながら、2013年11月23日第2次安倍内閣において、2018年で減反政
策を終了するとの発表がありました。ご案内のとおり、農地を集約し、大規模経営体
をより多く育成することによって、経営競争力を高め、TPP参加を前提とした強い
経営による攻めの農業を進める政策でございます。小規模農家や企業農家の米作りは
水田活用の直接支払交付金制度の取り組み等により、危機的な状況は現在ございませ
んけれども、今後の米価次第では衰退しかねない問題かと私は思います。この影響は
2014年に米価が暴落し、多くのJA関係では概算金が1万円を割り込みました。しか

し、翌年の2015年には過剰作付けが解消されたことから米価は持ち直し、2013年以前の水準には到底戻ってはおりませんが、以降落ち着いた状況が続いております。

そこで、第1点目の質問は、減反廃止になる平成30年度以降の米価見通しと町の支援方策について、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長。登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成30年産からは国による生産目標の割り当て、つまり生産指数量の上限の割り当てはなくし、あわせてそれを達成した農家に対する補助金、経営所得安定対策による米の直接支払交付金10アール当たり7,500円。これが廃止をされます。

しかしながら、米の生産調整が不要になったというわけではなく、国が示す生産指数量目標の配分に頼らず、生産者や集荷業者、団体が中心となり、行政等と一体になって需要に応じた米作りを行うことが求められております。

平成29年産の米の生産調整については全国市町村の8割超が達成見込み、目標を守れそうな産地が多数を占め、米価安定が期待できる結果となったと、5月27日に新聞報道がされたところではありますが、米の需要は毎年8万トンずつ減少すると見込まれており、平成30年以降も国からの数値の配分はなくなりますが、米価の大幅な下落を抑制するために国が米の需給見通しを策定し、需給見通しに合った適正生産を求めていくこととされております。

議員のご指摘のとおり、平成30年度以降の米価見通しについてと私にお尋ねですが、この米価については私にはまったく見通しはできておりません。

もう1つ町の支援方策については、立科町農業再生協議会において、これまで以上に生産者や地域の関係者が自分の経営や地域の実状に合った取り組みを進めるため、水田フル活用ビジョンを策定し、他の作物への作付け転換の促進も図ろうとしているところであります。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） ただいま町長のほうからご答弁をいただきました。もちろん当然各市町村も末端市町村も国の流れの中で、もちろん逆らうわけにはいきませんが、もちろん平成30年度以降、ある意味では私は私的な感覚からいけば30年度以降、現在よりも私は逆に自由に米をつくってもいいよということは締め付けが強くなるのではないかと、いうふうに思っております。その理由は、やはりTPPの問題もありますが、一番は毎年のいわゆる日本の国民が1人食べる1年間の量は減り続けているわけでありまして、需要が少なくなれば輸入米という問題も絡んでくるわけでございますので、

非常に厳しい状況が予測されるのではないかというふうに思っております。今町長のほうからもお話ありましたが、町では引き続き水田活用の直接支払交付金や米・畑作物の収入減少影響緩和対策というような支援事業等もあるわけでございまして、これを継続的に進めていかれるということだと思います。これは当然生産者のみならず行政、現場等々と一体となって取り組んでいかなければならない問題でありますし、これはぜひ緩和対策を押し進めていただきたいというふうに思っているところであります。

他方、TPP問題に関しましてはご案内のとおり、アメリカのトランプ大統領がTPPから脱退すると、日本とは2国間協議を行っていききたいというふうに今表明をしているわけでございます。一部の報道の中では日本側はあくまでもTPPで参加する意思のある国々とTPP交渉を行っていききたいという報道もあるわけでございますが、現時点は定かではありません。

そこで町長にお伺いいたしますが、日本が従来どおりの方針としてTPPに参加した場合、中山間地域の当町の農業、特に規模の小さい農家が多いわけでございますが、その農家に与える影響はどのようなことが考えられるのか町長が今思っているところで結構でございますのでお聞かせを願いたいと思います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

非常に広い範囲、国の政策そういうことについてのご質問でもあるかなというふうに思っています。私は地方行政を預かる中、この立科町を預かるという観点の中でお話をさせていただきます。

TPPの問題、それは非常に国としても取り組みの中で進めている、これはもう国がお決めになったことですから、しかしそういうところをしっかりと見据えた中で、足腰の強いやはり農業をやはり作っていくということがこの立科町は僕は必要だというふうに思っています。非常に優秀な農家の方たちがたくさんおられます。JA佐久浅間は農協も非常に大きい農協としてこの長野県の中でも君臨をしているというふうに思っています。その農協とも協力をしていきながらこの立科町の農業を支えていくということが、やはり町にとっても必要だというふうに考えてはおります。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 確かに私の話してる内容がちょっと大きすぎるかもわかりませんが、しかしこれTPPは今後避けて通れない問題かというふうに思いますので、やっぱり末端の市町村としてもこういったものに意を持っていかないとどうかなと。ただ単にJAの反対運動云々で済む問題ではないというふうに思いますので、今後ともご注視をいただきたいというふうに思います。

関連して、当然生産者の判断で今後米づくりを行っていくと言いましても、そうは

いっても先ほど町長お話ありましたようにある程度調整をしていかなければ米価の下落という問題に直結するわけでございますので、そういう意味からしてもある程度の立科町は立科町としてそれだけの面積確保といいますか、特に水田活用ということが私は大事だというふうに思います。これはやっぱり補助整備事業を行って、大きな多額な投資をしている中で農業者も当然意欲を持って進めたところが減反で米は消費ができないよというようなことでなかなかいい方向にいかないという状況にあるわけでございます。その点については今後とも注視をしていかなければというふうに思っておりますけれども、国産米の需要の落ち込みや輸入米の増加ということは先ほども申し上げましたけれども、懸念されるわけでありますので、米価の下落をいかに最小限に食い止められるかという問題かと思いますが、ちょっとこれは以前、また国の話をしたらまずいんですが、民主党政権の時代に戸別所得補償制度というのが頭の中に残っている方多いかと思うんですが、米の生産調整に参加した販売農家に対して1反歩当たり1万5,000円の支給が行われておりました。ただ、新たな自民党の安倍政権になってからは経営所得安定対策というような名称等に変更されて米の直接支払交付金を受けていた農家は補償額も半減し、30年度にはご案内のとおり廃止というようなことになっております。また、先ほどもちょっと申し上げた米・畑作物の輸入減少影響緩和対策によりまして支援を受けている対象はこの頃のお話の中でも立科町は認定農業者が74名と、集落営農組織、そしてまた認定新規就農者に限られているわけでございます。加えて、稲作いわゆる米作りほど収益が上がるのが望めない状況にあるわけでございますが、中山間地域で小規模経営農家がほとんどの当町において、この農家所得補償制度、農家戸別所得補償制度の財源的な問題というのは、これは当然この行政レベルで考えることではございませんが、ということ抜きにして考えた場合に農地の適正管理と農村景観保全に資する恒久的な対策として効果があると私は個人的には考えているわけでありますけれども、町長はこの制度そのものについてどのような見解をお持ちかここでちょっと伺いたいと思います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に国の今の政策のことについて、私がとやかく言うのは控えさせていただきますが、先ほども申し上げたとおり、この立科町の農業を支えるという部分では、農業関係者、JAも含めて皆さんとともにやはり国にお願いをしていく。それはやはりどの政権の時代でも僕は必要だというふうに思っています。今の政権の議員の皆さんも、国会議員の皆さんもしっかりとそれは考え、やはりこの国をいかに滅びることなく豊かな国づくりをしていこうかということに邁進をしてくださっているというふうに思います。そういう思いを伝えていくために私は皆さんとともに国また県に、陳情または要望にはせ参じたいというふうに思っています。そういう思いをまた議員の皆さんからも挙げていただき、しっかりとその旨を国に伝えていくというのが私の務めでも

あるというふうに認識はさせていただいています。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 何度も申し上げるようですが、いわゆる国レベルというふうなお話も今きっと出てきてます。しかし、もうここまできますと、やはり末端の市町村と言えども、国の政策あるいは県レベル、そして末端の農家という部分の中で、その中で市町村はどのようにして地域農業を守っていくか、そしてこのすばらしい美田をどのように守っていくかということが当然これ大切なことでございますので、私今回あえて少し末端行政の話題から若干あげてお話をさせてもらいましたけれども、いずれにしても少なくともこれから小さな農業経営体ではございますけれども、これを守っていくということがやはり私はこれから立科町が自立をしていくということになりますと、やはりその母体は自分たちの1番売りになるべきこのすばらしい自然景観、それは森林のみならずやはり緑豊かな田園風景というものをしっかりとやっぱりこれからも維持していかなきゃいけない、そのためにはやはり農家の皆さんが少なくともちょっと額は少ないよ、でも少ないながらもお互いに協力しあってやっていこうよというような心意気が消えてもらいたくない、そういう思いから私は今日やっているわけでございますので、ご理解をいただきたいと思いますが、いずれにしてもやはり末端市町村といえども国に振り回されてきていることも事実でございます。そういった中で、米は国民の主食でございますので、もちろん冒頭申し上げましたが、多額の費用を投じて補助整備事業を行ってるわけでございます。これは私も前に改良区におりましたので、この補助整備事業を進めたというのはある意味では規模が小さいこの地域の農業ではございますけれども、やはりそうはいつでもこれからの若い人ら世代、担い手、そういった人たちに当然これから支えていかなきゃいけないだろうという時代を見据えて、区画のいい、あるいは1区画が小さい区画を大きくして機械を導入するというような形をとってきたわけでございますので、当然そういったことも含めて私はすばらしい田園風景に変わったことそのものが立科町にとって何事にも代えがたい私は財産であるというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いをしたいというふうに思います。

どうか、町長も常々農業は町の基幹産業だということを熱弁をされているわけでございますので、どうかより効果のある施策を展開していただくことを切に願いながら最初の質問を終わらせていただきます。

次に2点目の質問に移ります。農地中間管理事業の活用による農地集積と担い手の確保についてであります。この件は、先ほどの国の県と違いまして、本当に末端の関係農家を含めて農業委員会も交えて本当に進めなきゃいけない問題でございますので、質問をさせていただきます。

私は27年9月の定例会において同様の質問をさせていただきました。当時の担当課長の答弁では、農地中間管理事業は農地中間管理機構から指定を受けて公益財団法人

長野県農業開発公社が事業収支に当たっており、立科町では長野県農業開発公社と事務委託契約をして事業推進を図っているんだというふうにご答弁をいただいております。当時現状では農地の貸し出し手が9筆で、借り受け手が6経営体、農地を借り受けている経営体は最低10年間の利用権設定が必要であって、担い手への農地集積は進んでいないんだというご答弁でございました。その時点から本日まで約2年弱経過をしているわけですが、現時点における担い手への農地集積状況について農林課長からお伺いをいたします。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積状況についてでございますけれども、平成28年度までに8.3ヘクタールの農地を3名の担い手の方に集積がされております。これらの農地につきましての出し手の方は41名、筆数で81筆でございます。また本年度今現在におきましても1ヘクタールにつきまして、手続きが進められているところでございます。これにつきましては出し手の方は4名の方でございまして、筆数は4筆でございます。担い手は2名ということになります。

以上でございます。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） ちょっと私も今お聞きする予測よりもかなり結果が出てるかなと思いましたが、ちょっと農林課長に確認をさせていただきますが、今8.3ヘクタール、3名で81筆、1ヘクタール4名で4筆2名の方ということで、この2名の方というのはどういう、規模拡大を図ってる方ですか、それとも法人関係ですか。個人でしょうか。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 最初の3名の方、28年度までに集積がされてる3名につきましては、1個人、2法人でございます。29年度につきましては、1法人、1個人ということで、そのうち両方とも28年度までに集積を受けている方がより集積を増やしているというような状況でございます。したがって、実際の受け手農家、担い手農家とすると1個人、2法人という状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） わかりました。ちょっと私さっきだいぶ進んでますね、私の予測よりも進んでますねって言ったんですが28年度までなんです、先ほどの8.3ヘクタールというのは。ということは前とそう極端に増えてきているというわけではないわけですね。なぜ私、これ今お聞きをしたかといいますと、やはり1番はネックになっているのは、農地中間管理事業を活用するよということではあります、前にも話ありましたが、やっぱり農業委員さんが間に入る入らないは別としましても、いわゆる貸し手と借り手のマッチング状況があったと。これは場所にもよるんでしょうね。やっぱり

山続き、あるいは形状が悪い、水利がちょっと不備だというようなところというのは当然これ借り手側に見ればなかなか規模拡大を図るような農地としてのいわゆる適地というふうな扱いはなかなかしづらいというふうに思うんですが、その辺については農林課長どうなんでしょうかね。いわゆる当然平地で決まっていますか、作りのいいところでは当然集積を図るということなんですが、今の言われたその29年度の1ヘクタールというのもこれもやっぱりある程度条件のいいところでしょうか。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 1名の方の場所につきましては、比較的条件がよろしいかなと思います。もう1カ所につきましては、畑のほうでございまして、水利等はあまり関係はない状況でございます。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） やっぱりなかなか担い手あるいは大きな規模で、規模拡大を図ってる皆さんに農地を集積し、そして今いろいろ言われています。農業機械を持ってるけど、更新期にきてて、うちの子供もなかなかやってくれないよというふうなことと、あるいは後継者がいないとかいう中で貸し手、いわゆる貸し出し手というのはいるかと思うんですが、その借り受け手が少ないんであろうというふうに思います。特に法人もこれ以上、私も飯嶋農園さんのところにお世話になったこともあります。やっぱりなかなか規模拡大を図っていくといいましても、やはりその農地を維持して管理していくということがなかなか大変である。特に人件費もかかりますし、機械にも大きな経費がかかるわけで、難しいよと。したがって規模拡大を図りづらいというような話もありますので、できればもう少し意欲のある方が出てきてくださったり、あるいは新規就農者が出てきてくだされば少し変わってくるのかなというふうにも思っていますので、この点については今後の推移を見させていただきたいというふうに思います。

ちょっと角度を変えて、この3月の定例会において農業委員会等に関する法律の改正に伴って農業委員会の委員及び農地利用適正化委員の定数を定める条例が制定となりました。決まったことに私自身議員でございますので、異論を唱えるつもりは毛頭ございませんが、他の市町村のお話を聞きますと、農業委員の定数に近い数のところもあるやに聞いております。それぞれ差しさわりがありますのでお名前は申し上げませんが、というところもでございます。また、他県の例をとりますと、ちょっと遠いですが、福島県の南相馬市の農業委員会の例をちょっと申し上げますと、既に昨年より新体制に移行しております。この法令そのものについては平成28年の春から新体制に移行できるということでございましたので、福島県のほうは農業委員さん19人、農地利用適正化推進委員さん28人、旧体制より12人増員したというようなことで農業委員は約半数が経験者と。これは当然大きな市でもございまして、ご案内のとおり、原発事故で甚大な農地被害を受けたところでございまして、一概に比較対照

するということではできないと思いますけれども、しかし荒廃農地の再生や担い手に農地を集積するという観点から見ればどこも思いは同じではないかなというふうに私は思っております。当然多くの自治体の農業委員会においても転用審査等の法令業務を中心に担う、こういった業務を中心にやる農業委員さんの役割と、それから今回立科町でもとめられましたけれども、農地現場の状況をパトロールしながら実態把握と農地の集約化に向けた取り組みの基礎調査、それと農家の方とのやり取り。こういったのを農業委員さんの指導を受けながら推進委員さんがその役割を担うのが、今回の推進委員さんの役目かなというふうに私は思ってるわけですが、これが功を奏して農地の適正利用を図っていければ今後大きな強みになってくるのではないかなという一面もございます。ただ、これはそれぞれの地域によって事情も違いますので、一概にもこれも言えないわけでありましてけれども、私はこの今回立科町が3地区にして3名の適正化推進委員さんというふうになったかというふうに思いますけれども、私はちょっと数が少ないのではないかなと。やはり少なくとも、例えば南部地区一つ取れば、南部地区のところにも2人の推進委員さんが協力してお互いに補完し合いながら例えばそのところに業務にあたるというようなことがあったほうがいいのではないかなと思いますので、少なくともこの倍の、各地区2人ぐらいずつあってもいいかなというふうには私は思ったんですけれども、この点について正直なところ町長のほうのご感想をお聞かせください。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 今定例会最終日に議員の皆さんに同意を求めるといふ形の中で提出をさせていただいております。今の定数、両角議員のおっしゃることもあるとは思いますが、私はその定数、また役割については何ら問題はないというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 問題ないというふうに答えられてしまいますと、私ももうこれ以上お話しできませんが、さっきもちょっと私申し上げましたが、一番は現場だと思うんです。現場をいかに知っていて、いかに地域を知っているか。農業委員さんも確かに知ってるでしょうけど、農業委員さんっていうのはどちらかというと法令順守ではございませんが、転用だとかあるいは規模拡大図っていくためにこういったこの手続きの使用だとかいろんな農地の関係だとかっていうことの相談だとかそれに対する審査、こういったものが中心になってきますので、今回できました適正化推進委員さんっていうのが事実上の私は地域の中でしっかりとそこで農家の皆様方の手となり足となりやっただけの方の1人かなというふうに思っておりましたので、ちょっと人員が少ないのかなというふうに思ったものですから申し上げたわけですが、またこの辺につきましても、他との兼ね合いも見ながらまた必要があれば、また別の機会でお話を

聞かせていただければというふうに思っております。

次に3点目の質問に移りますが、JAと連携した米の販売促進の検討についてですが、時間の関係もございますので、私のほうからは事例の紹介をさせていただいて、それについてのご答弁をいただければというふうに思います。

ある東北の県の農家の方が経営する工房ではほぼ毎日6時頃から米の加工を始めて、8時半ごろには直売所に持ち込む。持ち込んだ品物はおにぎり、赤飯、まぜご飯、いなりずしなどが定番で、春は工夫を凝らしてわさびで巻く、夏はスナップエンドウをまぜる、冬は高菜、要するに野沢菜ですね、その高菜を巻くなどの季節感を出しながら販売をするというようなことでやっているということで、この内容は米の量が1日平均平日ですけれども3升、土日は6升と倍ですけども売り上げは1日約1万円ですが、目の付け所としては、加工販売なら1表10万円以上になるというようなお話だそうです。また今度は西のほうの四国のほうにある県のJAさんの経営する直売所では、ご飯をたくさん食べてもらおうということでご飯と具をノリで包み込んだ、いわゆる握らないで包み込んだおにぎらずという、おにぎらずという平仮名なんですけど、というもので、おにぎりのように握らない特徴を持つてこれは主婦の方の手によって工夫を凝らしているということで、非常に評判だということのようです。お昼の時間帯の昼食時間では、用意した70個前後のおにぎらずがすぐに売り切れてしまうという大変売れ行きがいいとお話のようでございます。そのほかにも米の力を生かした取り組み事例もたくさんございます。

当町においても、直売所、あるいはコンビニ等々、もちろんJAの組織もございしますが、こうした取り組みをJAグループ組織や主婦を中心とした活動団体などと連携しながら研究検討してその中で推進をしていくというようなお考えは町長のところにもございますでしょうか。お伺いをいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

非常に今両角委員からのご提案、非常にすばらしいものだなというふうに感じています。私も本当にいろいろなところにお邪魔をするたびに非常に手作りのおいしいものをいろいろな地域の年配の方、また主婦の方たちの集まりやなにかでもいただいております。そういう中を本当何とかつなげていながら町の特産品というか、そういうふうにできればというふうに私も考えております。でもそれは町がやるべきではないかというよりも、そういうふうな皆さんの団体の力を借りていながらその膨らみ、広がりを見た中でやはり町も協力をしていくというのが一番望ましいことなのかなというふうに思っています。周りの近隣の市町村を見てもそういう団体の方たちはたくさんおられます。非常に元気な農家のお年寄りの皆さん、また若い人たちも取り入れた中での活動がされてるというふうに私は認識をさせていただいています。そういうふうな住民の、また町民のそういうふうな思いをやはり出していながら、つないで

いくということはやはり必要なことなのかなと思っています。ぜひそういうふうな形の中で啓蒙していただいて、そういう力がある方たちとまた思うがある人たちと一緒にこの町づくりをしていくということは必要なかな、またそれがひいて言えば特産品を生み、農業の活性化につながっていくのではないかなというふうに私は考えております。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今町長のおっしゃったとおりだと私も思います。やっぱり行政が先頭に立って何かやるというよりは、いかに地域の人たちに活動しやすい環境をつくってやれるか、その環境をつくってやったときに、いかに後方支援、あるいはサイド支援ができるかということが私は行政の役割かなというふうにも思っておりますので、ただもう1点私は少し欠けてるかなと思いますのは、どうもJAとのつながりの関係が見えてこない。これは確かにJAも大きくなっちゃいましたから何とも言えないんですが、しかし大きくなったからといっても、地域に根差すJAでございますのでそこもやっぱり行政はしっかりとスクラムを組んでいただいて、やはりその地域地域の合った特産を作りあげていく、またそれを知らしめていくということが大事なんではないかなと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは続いて、2つ目の質問に移ります。耕作放棄地の解消と野生鳥獣害対策の実施状況と課題及び活用策はについて、2点ほど質問いたします。

第1点目は荒廃農地の解消状況と実態に即した再生利用方策はについてであります。この耕作放棄地問題につきましては、もう長い月日の中で、一般質問等でも議会の中でも出ていたんでありましょう。その際にお聞きをした荒廃度合いあるいは、荒廃度合いの低い分類の遊休荒廃農地の解消に向けた再生農地の取り組みは遊休荒廃農地復旧対策事業の実績として当時の一般質問の中では平成25年度が62.72アール、これヘクタールに直しますと0.6272になるわけですが、一応アールで言いますが、2名の農家、26年度が180.65アール、3名の農家と1集落営農組織。27年度が144.22アールで6名の農家、またこれら事業に加えて国庫補助事業の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して40アールを1名の農家が取り組まれた。これはそばの会を中心とした組織等が主に取り組まれているとの答弁が当時あったわけですが、そこでまず平成28年度の荒廃農地の復旧実績と29年度における組織や個人からの交付申請状況について農林課長に伺います。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員もおっしゃられましたとおり、平成27年度までにつきましては町の単独事業、国の事業合わせまして、470アールでしょうか、復旧が図られたところでございます。平成28年度におきましては、町の単独事業で142.03アール、国の事業で57アール、あわせまして199.03アールの復旧が図られたところでございます。本年度の状況でござ

いますけれども、町単で65.2アールの交付申請が今のところなされております。また、国の事業におきましては43アールの交付申請をする予定になっております。なお、平成28年度の国の事業につきましては法人でございます。町単は個人になります。28年度の町単は4件でございます。29年度の町単の65.21アールでございますけれども、2人の農家の方でございます。国の43アールでございますけれども、こちらは1法人、1個人ということでございます。こちらも新たな取り組みではなくてこれまで取り組んでいる中での増反といいたいまいしょうか、周りを増やしているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今お聞きしまして、やっぱりちょっと結果的にはアールで話が出てますのであれですけど、ヘクタールに直すと本当に小さな荒廃農地の復旧実績ということでもありますし、これからの予定というようなことになるわけではありますが、やはり同じような手だてでずっと続けてても、やはりなかなかこの荒廃農地というのは増えるのを減らすというこのたちごっこを続けてるようなもんでございますので、なんとかこれは違う手だても必要になってくるのではないかなというふうに思いまして、次の質問をさせていただきますが。

荒廃農地解消に向けた取り組みの中で特にやっぱり水田もあるでしょうけども、畑が多いのではないかなというふうに想像するわけでありまして、まだまだ取り組みが弱い。これは近隣の例を出しますと全国農業会議所の主催の耕作放棄地発生防止解消活動表彰というのがご案内のとおり、各賞の発表がこの度されました。この近隣では信州うえだファームが農林水産大臣賞を受賞することが決定したのがご案内のとおりでございますけれども、しかし、この信州うえだファームというのは上田市、東御市、長和町、青木村を管内とする広域合併農協のJA信州うえだが出資し、設立した農業法人であります。ご存じだと思いますが。この信州ファームは既に平成21年度から耕作放棄地の再生利用に取り組んでおりまして、その中心は皆さんもご存じの丸子のほうに下るところの藤原田の先に大きなワイン用ブドウの大きな園地がありますけれども、こういったものが中心となって耕作放棄地の再生利用に取り組んでおります。21年度から取り組んでおりまして、昨年度、28年度までで10.1ヘクタールを解消しております。先ほどのアールのやつを足して行ってヘクタールにしますと立科町は一桁台ということでありまして、ここの関係だけでもこれだけの再生がされてきております。これはなぜかと言え、やはり再生農地を学校給食用の野菜の栽培や地域ブランド農産物のうえだみどり大根、これはひとつのブランドだと思いますが、ブランドの農産物を栽培し、また体験農園の開設だとか、農業公園、これは私もちょっと首傾げるところありますが、造成をして再生農地を有効活用しているところあります。

加えて、注目すべき点が2つあります。その1つは農地の整備を担当するのは水稲や露地野菜を栽培してる従業員のチームでありますけれども、やはり1番問題になりますのは年間雇用があるかないかということでありますので、ここでは年間雇用につながってる点が大きく挙げられてる点です。2つ目は新規就農者の育成と連動した荒廃農地解消活動を行ってる点。特に独立を目指している新規就農者を雇用してその新規就農者に2から3ヘクタールくらいの団地集約したところを任せて、勉強させて、そして2年間の研修が終わったところでそのままの方がしっかりとした熟知されればそのまま引き継いでいただいて、これが担い手確保につながっているということで、担い手の確保と農地の集積を一挙に進めているという点が大きくクローズアップされております。

当町においても、ワイン用ブドウ栽培においては新規就農者の受け入れ事例もございます。しかしあくまでも個々対応であります。活動組織形態を持つのはワイン用ブドウを何年も前からやっておりました栽培実績もあります立科町農業振興公社たてしな屋ではないかというふうに思うんですが、これらの組織を生かした荒廃農地の解消、再生農地の有効利用というのも当然図ってきていただいております。しかしながらやっぱり組織の強固な組織と言えるのかどうかという点では私はちょっと疑問だなというふうに思っております。立科町が55%の出資をしておりますこの株式会社立科町農業振興公社でありますので、その行政のトップでもありますし社長でもあられます米村町長、この組織の体制を強化して、今後立科町の農業振興の発展に寄与するこの1つの株式会社としての位置づけをされるおつもりはございますでしょうか。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

両角議員がおっしゃった信州うえだファーム、これはJ A信州うえだが主体となって出資をしている、先ほど議員が言われたみたいに、非常に広範囲のやはり市町村が協力をして、農業の遊休荒廃農地に対しての対策を農協が中心になって行っているというふうに考えています。

そういうことから観点でいくと、そういうふうな全体的、今佐久地域でも、そういうふうな遊休荒廃農地対策というものは各市町村も頭をもたげている問題だというふうに認識をしています。ですから、やはり私はJ A佐久浅間理事長井出組合長もそうですけれども、しっかりとそういうふうな今後の農業対策ということにいたっては懇談をしていきながら方法をやはり模索するべきではないかなというふうに考えています。ご指摘のとおり、たてしな屋がそれを担うべきではないか、町が55%の出資をしているといってもやはり資金的には非常に僕は脆弱だというふうに思っています。もしもそういうことをやるのであれば、やはりもっと資金を入れていかなければいけないということも、私はやはり町民の理解が得られなければいけない問題なのかなというふうに思っています。1つのその小さな農業振興公社という形の形態を取っていま

すけれども、もう少し違うアプローチを私はしたほうがいいのではないかなというふうに考えています。いろいろと農業作物に関しては先ほどもご指摘がありましたように水田をどういうふうにしていくのか。また、遊休荒廃農地問題もどういうふうにしていくのか非常に大きな問題だと思っています。これからの立科町の農業の行く末をしっかりと見据えた中で、やはりもう少し農協とも協力をしていきながらこの足腰の強い農業をつくっていくということが私は求められているのではないかなというふうに考えています。そのいい事例が信州うえだファームだというふうに私は認識をさせていただいております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） いずれにしてもせっかくある株式会社立ち上げでございます。今後できれば収益云々の問題よりも、やはり調査研究そして開発というのが初期の目的でもございますので、その辺についてまた原点に立ち戻ってお願いできればというふうにも思いますし、また今町長お話ありましたように、広域的にいくのはJAというお話もございますが、その辺はしっかりと協議をいただいて、前へ進めていただければというふうに思います。

ちょっと時間がだいぶなくなってまいりましたので、次に進めさせていただきます。

続いて、有害鳥獣対策のフェンスの設置効果と課題及び捕獲野生鳥獣の有効活用ということでご質問させていただきますけれども、この問題は当然私も議員が各地域をまわったときにも話が出ておりました。やはり何ととっても農地と接する山林や導水路との間にフェンスが設置されてるけれども、やはりメンテナンスの部分の不足とそれから市町村間、要するに境の問題、市町村間の連携不足なのかわかりませんが、ちょっと入り込まれて農地被害が出てるというのが見受けられるわけですが、この辺について農林課長に伺いますが、現在年間の捕獲頭数の実績とその課題は何かございますのでしょうか。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 鹿の捕獲頭数についてでございますけれども、平成28年度につきましては229頭、27年度は392頭でございます。このうち、集落ぐるみの捕獲体制によります実績につきましては、内数でございますけれども、平成28年度13頭、27年度8頭ということでございます。この効果につきましては、各農家の皆さんもご承知をいただいているところでございますけれども、これまでいたるところから自由に入り込んでいたものがその侵入はある程度抑えられているということで農作物の被害防止にも当然ながら効果はあるというふうに認識しているところでございます。ただ、完全なシャットアウトはできませんし、また倒木等によります防止策の損壊等もあり、維持非常に管理が大変だというお声を地元の皆さんからいただいているのも事実でございます。

以上でございます。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） これからちょっとこの質問、回答というようなことを少しやりたいんですが、時間がないのでちょっと割愛をさせていただく部分がありますけれども、いずれにしても1つ例を挙げますと、この鳥獣被害は多分終わりは見えないんだろうというふうに思いますけれども、1つの近隣の中で、農林課長ご存じだったらお聞かせいただきたいんですが、小諸市が若手の行政マンを主力として鳥獣害対策実施隊というのを結成して、農林課の職員が狩りの、銃の免許を取得しまして、そこに野生鳥獣専門員を6人ほど入れて被害対策に当たったら非常に効果があったというようなお話を小諸市のほうからちょっと聞きました。この辺知ってたらちょっと教えてください。

議長（西藤 努君） 今井農林課長。

農林課長（今井一行君） 大変お恥ずかしいことでございますけれども、専門的な形式を有しております専門員、正職員として勤務しているというそこまでは私も承知しておりますけれども、今議員が言われたような事例につきましては詳しくは申し訳ございません、掌握してございません。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 私何でこの問題をこの時間のないところで申し上げたかといいますと、やはり何でもそうなんですけど同じようなことを繰り返しても結果はついてくることは同じだということになれば、やっぱり違う角度から物事を考える、物事に当たっていく、あるいは企画していくということが大事ではないかなというふうに思ったものですから、もし参考になりましたら小諸市のほうにご確認をいただいて、立科町が即それが同じようになるかどうかということとはまた別の話ですけれども、もし参考になったら調べてみてください。

それでは、時間がありません。最後に3番目の内容にいきます。排水施設整備促進とJAグループと連携した農業機械の共同利用の検討をについてでございます。これも27年9月の定例会で私、排水路問題を中心にその整備について支援、あるいは農業機械の維持に対する費用に対する支援の話をさせていただきました。このときにそれなりの質問の成果が得られなかったわけでございます、今回一步踏み込んで残り時間質問させていただきたいというふうに思っております。27年度ときにはこの排水路、これは私は地域排水路の処理というのは、あとで申し上げますけれども、近隣も鑑みてもやはり地域配水の処理というのは地域の人たちを中心に、最終的には行政がやはり責任を持つべきではないかというふうに私は前々から思っておりました。これは私が改良区にいたから申し上げるということだけではなくて、やはり地域の排水というのは農業者が出す排水だけではございません。ただ、用水路に関しては確かに主としては農業者、しかしこの用水路といえどもやっぱり豪雨あるいは降雨のようなときには用水路もその1つになりますし、ましてや水田は1つの保水力を持つわけで

ございますので、そういった観点から考えれば農業者は大きな貢献をしているというふうにも考えれば、地域全体の問題として捉えてこの排水問題は当然行政が私は面倒みてもいいし、また対処してもいいのではないかなというふうに思っております。

それからもう1点、農業機械の問題もそうでございます。やはりこれは機械貧乏の農業者、特に規模拡大を図ってる皆さんにとっては大型機械を導入してるわけでございます。これらの中で1番ネックになりますのは、小さい農家もそうですけども、コンバインにかかる経費ではないかなというふうに思います。ソバの関係はこの頃の全協の中でも聞きましたとおり、立科そば会等がクボタが連携し合って、行ってるというようなこともございますが、稲作に関してはちょっと聞いておりません。その点について、こういった大型機械を今度逆に更新して買うのではなくて、2、3割コストの削減が可能だといわれているJAグループ辺りを中心に行われています大規模な生産者に1つのターゲットをあてて、そこで立科町でもJAと話し合って、試験的に進めていくというようなことを考えられないでしょうか。排水路の問題とあわせて町長にお伺いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 時間がない中で大変大きな問題をいただきました。

排水施設に関しては両角議員からご質問を平成27年のときの一般質問の中でもいただいていると思います。その答えの中で事業対象になっていない地域については土地改良区と今後協議を進め、対応していきたいというふうにご答弁をさせていただいているというふうに認識はしております。その後、9月に立科町土地改良区連合の理事の皆さんとの懇談会もさせていただきました。多くの意見を理事の皆さんからいただいております。そういうものを受けて今後どういうふうにしていくのか、どういうふうに町と、また土地改良区、またそういうふうな中で話をしていくのかというのは話し合いましたけれども、そのときに結論は出ておりません。その後、まだお話し合いをしておりませんのでまたこれは機会をみて、しっかりとまた土地改良区の皆さんともお話をする機会をつくらなければいけないのかなというふうに思っています。その後理事長からもお話をいただいておりますので、結果として行ってはおりませんけれども、水路の改修というか補修にかかわる資材に対しての補助というものを議員のご指摘をいただいた後、町としてもつくらせていただき、2分の1の補助を町がしていくというようなそういうふうな制度もつくらせていただきました。少しずつではありますが進めていかなければいけない問題なのかなというふうに感じております。

また、農業機械の問題ですけれども、これが非常にまだ問題が大きいのかなというふうに思っています。コントラクターという形の中で北海道のほうでは大型なコンバイン、その他のものを民間の皆さんが協力をしていきながら立ち上げ、また農協が主力となって行っているということも聞いております。それがこの立科町に該当するか

どうかというのは、やはり利用されてる皆さん、それとまた農家の皆さんとも農協ともやはり話す機会を多く持たなければいけないのかなというふうに思ってます。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） それじゃあただいまリースの問題、これも大きな問題ですしすぐというわけにはいかないと思いますので、十分ご検討いただいたり、講義をいただきたい。ただ、排水路の問題については私もこれ行政とは長いことこの問題についてはやってきておましてなかなか進展がないんですが、ちょっと時間がありませんけれども近隣のお話だけさせてもらいます。川土連管内を1つ取っても、五郎兵衛用水は排水路の管理は1つもしておりません。それから、ただ同じ佐久市の中でも佐久市土地改良区は市街化を中心に新幹線や高速道路関連で用地の補償費が入ってる関係でお金が大きく持っておりますので、用排水の管理はしてますが、しかし補助は市から8割いただいて2割が地元改良区負担ということのようでございます。小諸市の例を取りましても改良区は12.5%、いわゆる農業者の負担が12.5%。あと、東御市、上田市の関係については当時藤原田の改修のときにも私お聞きをしましたが、市が排水路に関しては責任を持つべきだということふうに聞いておりますので、どうか町長先ほどお話ありましたが、改良区と十分ご協議をいただいて近隣との問題もございまして。それからもう1つ私冒頭申し上げましたが、やはり排水路というのは地域排水の水が大きく今クローズアップされてるわけでございますので、十分ご認識をいただいてお願いをしたいと思います。

これからの立科町の農業のますますの発展を期して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西藤 努君） これで5番、両角正芳君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分です。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、9番、土屋春江君の発言を許します。

件名は

1. 子どもの「心の貧困」等の対策は
2. 保育所運営について
3. タブレット端末導入の考えは
4. 副町長の役割と責任はの4件です。

質問席から願います。

〈9番 土屋 春江君 登壇〉

9番（土屋春江君） 議長に許可をいただきましたので、今回は4項目の質問をさせていただきます。

まず初めに、子どもの「心の貧困」などの対策はについて質問をいたします。

平成26年に閣議決定され、幼児から高等学教育の段階まで切れ目なく教育費の負担の軽減が受けられるよう、各段階に応じた支援を行う基本的対策が示されました。この対策の柱は、教育・生活・就労・経済的の支援の4つから成っています。

昨年6月の定例会で、同僚議員が、より一層の子育て支援をテーマにし、立科町の子供の貧困の解決策について、保育料、給食費の完全無料化、就学援助制度の申請をしやすくしたらの質問をされています。

私も、経済支援はもちろん必要であると考えています。子供の貧困が経済的な貧困だけを示すのであれば、生活保護を初めとし、必要なお金を給付することにより解決することもあります。解決策はお金だけの支援ではないと思っています。そこに、プラスアルファの支援が必要と考えます。親の経済状況にかかわらず、子供の「心の貧困」は存在しているのではないのでしょうか。もっと、子供の「心の貧困」についてクローズアップすべきと考えます。

平成27年に、立科町子ども・子育て支援事業計画書が作成されました。この計画は、18歳までの子供、その家族等を計画の対象とするものであり、平成31年度までの5年間の計画で、毎年度、点検・評価され、ただいま進行中であります。

今回、私の質問は、現場から見える子供の心の貧困、愛情の貧困、社会的なつながりの貧困について、保育園・小学校・中学校での子供たちの実態はどうかを伺います。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

経済的な理由で、給食費や宿泊行事、学用品などにかかる費用を援助する制度として、就学援助があります。これを受給する家庭の全国平均は、文部科学省の調査によれば、15.4%であります。また現在、18歳未満の6人に1人が、貧困世帯で暮らしているという報道もございます。

一般論ですが、経済的に貧困になると生計を立てるだけで精いっぱい、子育てに手が回らない状況に陥ったり、また、児童虐待は、経済的要因と強いつながりがあるというふうに言われております。さらに、ひとり親のために、子供と接する時間がどうしても物理的に短くなってしまったり、共働き家庭の中にも、親子の接する時間が物理的に短くなってきております。このような、「貧困問題」と一言で言っても、経

済面だけではなく時間、家庭、愛情、つながり、などにおいても、同様な状態が生じる場合が少なくありません。

都市部では、子供食堂を開設し、経済的支援だけではなく、食をきっかけにして、子供への心の貧困や愛情不足解消のための機会づくりを行っているところもございます。

本町の状況につきましては、教育長のほうから説明をさせていただきます。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） それでは、当町の実態についてお話をさせていただきます。

なお、「心の貧困」という言葉ですけれども、まだ一般化しておりませんので、とりあえず、周囲の親、周りの社会から当然与えられるべき常識とか社会性とか、そういうものが子供に与えられていない状態というふうに定義をさせていただきますけれども、よろしくをお願いします。

議員さんの順番とはちょっと変わってきますけれども、私どもの町の特徴的なところからちょっとお話をさせていただきますけれども、毎年、全国学テの結果が出ます。その中に社会生活実態調査っていうのがあります。この中で、子供たちが地域とどのくらい行事等のかかわりを持っているかという項目があります。これについては、もう全国、全県平均を圧倒的に抜いて、私どもの町では、子どもが地域の中でかかわっているという割合が非常に高い、もう特異的です。非常にいいことだというふうに思っています。そこで、地域とのつながりっていうのは、うちの町ではかなり強いらろうというふうに思っています。

ただ、こういう、地域の行事にも参加できないご家庭は、現にあります。そういうご家庭こそ、何らかの課題を抱えているのではないかというふうに推察はするわけです。

本町では、民生児童委員の方が、非常に細かく、学校と地域のつながり、パイプ役になっていただいて、そこでさまざまな学校との情報交換をさせていただいて、その中で、まあ課題のあるご家庭の掘り起こしとか支援について、学校と連携を図ると。場合によっては、東信教育事務所のスクールソーシャルワーカーを利用させていただいて、支援に入っていくというような状況であります。

ということで、そう数は多くないですけども、やはりさまざまな支援が必要なご家庭は現にあるということでもあります。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 教育長から、今、少なからずはあるというふうにも実態が見受けられるという答弁でございました。いずれにしても、やはり、子供の心の貧しさっていうのは目に見えにくいものであるというふうに思います。だから、防ぐことが、一応一番大事なことであるというふうに思っています。

それでは、実態における調査とか取り組みというものは、調査っていうアンケート

みたいのはそんなにしてないということでございましたけれども、いずれにしても、地域とのつながり、いろんな、民生委員さんとかね、いろんなつながり、それから児童館においては、いろいろな方のボランティアによっての地域のつながりというものもあるんですけれども、学校・保育園での心の子供の貧困に対してというのは、先ほどは、まあ少しはあると言っていましたけれども、保育園のほうではそういうことはどういうふうになっているのか、ちょっと園長にお聞きしたいと思います。

議長（西藤 努君） 中谷たてしな保育園園長。

たてしな保育園園長（中谷秀美君） お答えいたします。

2年前に実態調査をいたしました。そのときに、保護者との、親子のかかわりってということで、しました。その中では、ほとんどの保護者が子供との触れ合いを持っているっていうことに、回答が出ています。

でも、今、アタッチメントっていうか、やっぱり社会性を育むために保護者と子供たちの関係っていうことがまたこれから問題視されていると思いますけれども、またそんな意味でも、また子供たちの様子見ながら保育をしていきたいと思っています。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） そうですね、これから教育長に伺いますけれども、立科町の保育園・小学校・中学校で、アンケート、調査みたいのを進めればどうかなっていうふうに思っています。

というのは、27年に子ども・子育て支援事業計画書というのを立てているんですけれども、この計画書の中身は、保育園を主にアンケートをしてあるんです。小学校・中学校というのは、ここに入ってないんです。私は、そこがやっぱり、心の貧困のある子供に、支援を必要とする子に必要な支援が行っていないんじゃないかと、そういうことが問題になると思うんです。

ですから、小学校・中学校でも、計画的な、これから5年後の計画に立てるに従って、やっぱりアンケートをとって、しっかりと、心の貧困ということに対して前向きに向かっていくのが大事じゃないかなっていうふうに思っておりますけれども、その点について、教育長、お願いいたします。

議長（西藤 努君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） 今のところ、小学校・中学校の子供たちの生活の状況については、まあ担当が細かく見取りをして、何らかの課題があれば、ご家庭にも、情報をお互いに取り合って、何か課題があるのではないかなというふうなことは、しているわけです。で、ほとんど、何ていうんですかね、見取りで、大体子供ってというのは正直ですから、わかってしまうわけですが、それでも、中には表面上表れてこない、今議員が言ったような、ご家庭の中での課題とか、そういうものはある可能性は、あります。

今、アンケートというお話もあったわけですが、県も含めて、いろんな、子供が発信できる相談所みたいのも、実は、あります。これは、学校で子供たちが全て、

電話番号を書いたものを渡したりしているわけですが、今のところ、当町から、そのような公の機関に相談があったということは、お聞きはしていません。

ただ、今後、社会の二極化が非常に激しくなることは想定されるわけです。そうすると、特に経済的な貧困、それから、さらにそれが引き続いて、いわゆる「心の貧困」が一つのほうの極に蔓延するような状況ってというのは、かなり考えられると危惧されます。

今、私どもの町では、さっきは申し上げませんでしたけれども、民生児童委員、さらに地域の青少年育成会の皆様が、非常に、いろんな子供たちを引き出して、いろんな活動をしていただいて、本当に感謝しているところではありますけれども、このような、どちらかというと、まだ昔ながらの地域とご家庭の関係ができていた当町では、都会部みたいに家庭の中で、何というんですかね、家庭崩壊が起こってしまうようなことはあまり考えていませんけれども、必要とあればそのようなアンケート等もとって、家庭の状況がどうなっているのかということ把握していく必要はあるのかなというふうには、思います。

以上です。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 学校それから保育園、それから中学校ですね。町には岩上教育相談員とか、それからスクールソーシャルワーカーっていう方と、それから養護教諭がいると思うんですけれども、こないだ、相談員の岩上先生に聞いたところによると、結構、まあ教育長のほうには言っていないのかどうかわからないけれども、相談あると、私はちょっと聞いたんですけれども。

いずれにしても、やはり、子供の心の貧しさというのは目に見えないんです。ですから、そこをやはり防いでいかなければ、大事になる前にそれはやっていかなければいけないかなというふうに、私思っております。

これは、今紹介するのは、「某先生のつぶやき」という本がありまして、心の貧困を防ぐ題として、実際に感じたことが書かれていました。ちょっと読んでみますね。

子供の心のさみしさは、目に見えにくいもの。だから、防ぐことが何より大事。心の貧困を防ぐには、楽しい授業が大切。「先生、今日の授業はとても楽しかった。勉強がわかるようになったよ。」教員も嬉しいし、子供にとって楽しい授業は、子供の心を大きく満たすことになる。今までたくさんの貧困予備軍の子供たちを見てきましたが、授業に満足している子供は自尊心が高く、学校や家での生活に荒れることが少ない。学校の授業が楽しい、僕には得意な科目があるんだという前向きな気持ちは、多少の生活の困難を、貧困を、はね返す力があると感じている。教諭は、各家庭の貧困に直接手を差し伸べることはできませんが、楽しい授業を通し、子供の心の貧困を防ぐことができる。少し気になったときには、予防的対応が有効です。また、少しつらくなったときに、学校も、家庭も、保護者も、子供も「助け

てください」と言えることが大切。

というふうに、某先生がこれを書かれております。

やはり、現場で働く先生が一番子供たちと接しているわけですから、教育委員会のほうでも、教育委員会のときや、何かの定例会のときや何かに、先生たちにこういうことを伝えながらいっていただければ、これからの、子供たちの心の貧困ということに対して前向きに向かっていけるんじゃないかなということでございますので、まあ一例を今読んだんですけれども、よろしく教育長にお願いしておきます。

この問題については終わりにしますけれども、立科町では、5年前、6年前から、生きる力をつける立科教育を始めています。子育て支援計画の中に「安心」っていう言葉が多く使われています。「安心」の意味は「心配、不安がなくて心が安らぐ」ということの意味でございますから、子供たちの心の貧困など、心の安心へと導いていっていただくことを望みます。これから、心の貧困っていうのは途切れることがなく続くと思いますので、その時々には的確な対応をしていただくことが大切であるということ、ここで強く要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、保育所運営についてをお伺いいたします。

立科町総合戦略に「子育て支援の充実」、「保育サービスの充実」、「仕事を持つ家庭の多様な保育サービスのニーズに応えるため」と明記、そして「子育て支援拠点施設・子育て環境の充実」と記されています。町長が諮問した立科町保育所運営に係る検討についての答申が、昨年の暮れ、12月13日にされています。その後、子育て支援のための答申の中の3項目の進捗状況について、町長に答弁を求めます。これは、3項目あるんですけれども、一括して答弁を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1番として、1歳以上の未満時は完全受け入れの体制を整える。どのように整えるのでしょうか。

2番目。1歳未満時の受け入れについては、当面6カ月からの受け入れとし、施設人的環境を整えた後、より早期からの受け入れを行う。なお児童の疾病等を考え看護師も必要と考える。「より早期」とありますが、施設や人的環境をいつまでに整えるのか。

3番。増加が予想される未満時の入所に対するための施設整備については、施設を改築または増築することになるが、条件が整わない場合は既存施設の改修で対応でき、町の中心部に位置している等の理由から、旧千草保育園を改修し整備する。この既存施設の改築、増築の設計、調査はいつするのでしょうか。

3項目一括で、答弁を町長に求めます。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。不足があれば、またご質問いただければ

というふうに思います。

保育所運営検討委員会は、私のほうから諮問をいたしました。立科町において、保護者のニーズに応えるため、1歳未満時の受け入れを行う。また、増加が予想される未満時の入所に対応するため、施設の整備を行う。この2点の諮問に対して、数回の質疑を行って、昨年末に答申をいただいております。

まずもって、立科町保育園の現状はどうなっているかということについて、申し上げさせていただきます。

現制度では、11カ月以上の未満児を受け入れておりますが、年々、未満児の入所希望は増えております。現在は、この未満児ですら定員を超える希望があり、入所をお断りしている状況であります。待機児童などは、都会の話かと思いがちですが、県内のかなりの自治体で同様な事態が進行中であると、マスコミも伝えております。このようなことから、社会状況の変化が地方でも進行中であることが、推察されております。

今回の答申を受け、11カ月以降の未満児については完全受け入れをするべく、昨年度中に、内部を、多少位置がえ等を行ってスペースを確保するとともに、今年度から保育士を増員をし、今年度につきましては、待機児童は解消する予定であります。

また、いわゆるゼロ歳児の受け入れについては、検討委員会でも近隣市町村の状況を調べ上げましたが、多くの市町村では、もっと早くから受け入れをしている状況であります。その中では、4から8カ月が多いようであります。立科町では、現在の施設の中ではゼロ歳児の受け入れをする容量がなく、外部に増設をするか、一度閉鎖をした保育園を再利用する以外、手はないというふうに考えております。検討委員会の答申では、千草保育園の再利用が、意見としては多く聞かれました。しかしながら、千草保育園の再利用につきましては、さきの当初予算に盛られた調査費が議会の理解をいただけなく、その後、進展はしておりません。

いずれにしましても、国の施策にもより、出生後、早期から働く女性の数は当町でも増加することは、明らかで、早目な対策をする必要があるということは、私も認識はしております。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 町長は、子育て中のお母さん、保護者の皆さんから、子育て支援が必要という要望を感じて、そして諮問をして、答申をいただいたわけです。今、12月に答申されて、6月ですよ、この6カ月間何の進展もないっていうのは、私はやはり、子育てをしているお母さんたちに対して、本当に、町長の思いというのがあるのにもかかわらず届いていない、滞っているんじゃないかっていうふうに感じております。

6カ月からの受け入れというふうに答申になっているんですけども、今後、この答申を受けて、それから子育て支援の、保護者の皆さんの思いをどういうふうにやってしていくのか、ここでお伺いしたいと思いますけど。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをしたとおり、現在のたてしな保育園の状況であれば、私が思ったことを全て解消することはできないというふうに考えております。それは、教育長、また保育園園長とも話をした中で、先ほどの答えにもあったように、11カ月以降の未満児も今受け入れられなかった状況がある、それをまず解消するということが最優先というふうに考えております。その中で、今年度は保育士も増員をしていきながら待機児童を解消する予定であるということは、教育長のほうからも答申をいただいております。

それと、ゼロ歳児の受け入れについてということですが、やはり私も、先ほども答弁をさせていただいたとおり、今回の29年度当初予算のほうにも、その調査費をもって、今後どういうふうにしていくべきかということを加速的に進めたいという思いがありました。しかし、議会の皆さんに説明をしっかりとできなかったということは反省すべきだというふうに、私は思っています。しかし、今、土屋議員からも言われたとおり、そういうふうに思っているのであれば、やはり少しその辺も歩み寄りがあり、受け入れていただければ、少しでもそのことについて検討ができたのかなというふうに思っています。

これは、水かけ論になってはいけません。しっかりと議会の皆さんの意思を反映した中で、私は考えていながら、当初予算の中でしっかりと説明ができるように今後検討していきながら進めていきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 答申の中に、施設の増築、改築の条件が整わない場合、それから既存施設の増築など、その「整わない場合は」ということで、千草保育園って書いて答申だったように思います。

今の既存の場所を使うという手もあるわけですから、せっかく、これから就職、再就職したいお母さんたち、それから職場復帰をしたいお母さんたちのためにも、町長が「子育て支援」というふうに力を入れているわけですから、方法はいろいろあると思うんです。ですから、滞ることのないように、私は進めていただいたほうがいいかなというふうに思っております。

そこで、まあ1つの支援策として、社会福祉法人ハートフルケアたてしなの施設内保育所「キラキラハウス」との連携についてお伺いいたします。

公正取引委員会では、保育所運営に関しては、株式会社でも社会福祉法人でも、自治体が認可するようになっております。それで、答申の中に「施設を改築又は増築すること」がという、2項目のところとうたわれておりますけれども、最後のところに、「なお児童の疾病等を考え看護師も必要と考える」というふうにかかれており

ます。

ハートフルケアたてしなの室内保育所は、町長もご存じのとおり、今、職員の皆さんのための保育所というふうになっておりますけれども、6名の子供さんを預かって2名の保育士さんが保育に当たっているというふうに、私も聞いております。先ほど、看護師さんが必要ということでもありますから、ハートフルケアたてしなでは看護師さんが常に在中しておりますので、こういう、連携を持った保育ができればというふうに思いますので、この答弁もお願いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、土屋議員からのご質問のとおり、社会福祉法人ハートフルケアたてしなの施設内保育所があることは、私も認識はさせていただいています。これについては、やはり社会福祉法人ハートフルケアたてしなさんのお考えもあるというふうに思っています。

私の認識は、やはり、今の、介護をされている職員の皆さんが働きながら子育てをしていくという部分では、施設内保育所というものがあるということは、非常に私はいいいことだというふうに思っています。それと、今のたてしな保育園の待機児童またゼロ歳児の受け入れというのは、少し観点が違うのかなというふうに感じてはおりません。

ただ、ハートフルケアたてしなの事業所内保育所は、定員が10名でございます。国の給費を受けられる認可保育園になれば地域枠で3名は受け入れられるということは、私も承知はしております。これから今後、どれぐらいの人のニーズがあるか、また、ハートフルケアさんのほうからどういうふうな申請が上がるかということも注視はしていきたいと思いますが、距離的なもの、まあ千草保育園でもよく言われているのは、なぜ遠いところに構えなければいけないのか。そういうことをすれば、やはりハートフルケアさんの事業所内保育園というとまた距離が伸びてくるということは、少し、皆さんとの考え方にも矛盾が生じてくるのではないのかなというふうに考えております。

また、看護師が必要、私もそれは認識をさせていただいています。もしも、未満児から、ゼロ歳児からの受け入れをするという形になれば、やはり保育士だけではなく看護師の受け入れもしていかなければいけない。それは、また病中病後、また子供たちのことも考えれば必要だというふうには、認識はしております。そういうことをやはり人材を確保していきながらしていかなければいけない、こういう準備をしていくということで、並行して進めていくことで、今後の解決に向けていきたいというふうに考えております。

また、たてしな保育園の中で増築をしてというご意見も先ほどいただいておりますけれども、やはりお母さん方の中では、保育園の中の園地が狭い、運動会をやっても

非常に狭いというお話も聞いております。そういうことを考えていくと、そこに増築をするのがいいのかということも検討材料の1つになってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 今、町長が、増築ってということで答弁をされましたけれども、職員が使っている駐車場ありますね、八天台の隣の。私はあそこへも建ててもいいんじゃないかなというふうに思っております。

というのは、先ほど町長も言われましたように、と6カ月の子をほかのどこへ預けて、保育園へお兄ちゃん、お姉ちゃんを迎えに来て、また児童館へ迎えに行くというふうになれば、距離的にも、時間的にも遠くなったり、それから迎えに行くということに対しても少し抵抗があるというふうにお母さんたちは思うと思いますし、私もそうも思いますけれども、ただ、その八天台の横の駐車場、あそこのところにつくることによって、休職の関係はクリアできるんじゃないかなというふうに思いますし、それから、保育士さんが緊急な用事ができて「今日はお休みします」っていった場合に、八天台のそこにつけ、増築した場合に、そこと交換で保育ができるんじゃないかなというふうに、私は思うわけです。いずれにしましても、町長は今の状態で続けてゆくということのお考えで、よろしいのでしょうか。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私は、この状態でいいとは一言も言っていないというふうに思います。

この問題は、しっかりと議会の皆さんにも理解をいただいた中で進めていくべきだというふうに思っています。私の最重要課題だというふうにも思っています。やりたと言っても、やっぱり、やらしていただけるかどうかというのは議会の皆さんの理解を得なければできないというふうに、私は思っています。その思いが、今回の当初予算の中でも理解していただけなかったということに対しては、私も反省をするべきところはたくさんあるというふうに思っています。

その中で、今現在、支障がないようにいかにして進めるかということ、今、教育長を中心に、園長も含めて、先生方とも協議をしていきながら、その都度対処をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 先ほども、私言いましたけれども、せっかく町長は「子育てするなら立科町で」という、子育て支援に力を入れているわけですから、ぜひ、ほかのいい案を出していただいて、みんなでそれができればいいかなというふうに思っております。

今、立科の、いわゆる「ママ友」という団体がまあ3つぐらいあるというふうに聞

いております。その「ママ友」の団体が、立科町の子育てをしやすい町、それから立科町を離れてしまう若者が多いということを感じて、コンセプトをつくりながら、今回フリーマーケットをやるというふうに聞いております。この若者たちの、やっぱり心意気を行政は、先ほども環境をつくると言っていましたけれども、環境をつくって若者たちに支援をするほうが、私は一番いいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、また保育所の運営についてもしっかりと考えていただければと思います。

次に、3番、タブレット端末導入の考えについて伺います。

毎年、上田広域連合議会研究会というのが開催され、私たち立科町議員も参加しております。昨年は、タブレット端末導入についての研修会でありました。皆さんもご存じのとおり、昨今、タブレット端末を導入している自治体や議会、そして会社が徐々に増えてきています。

そこで、ペーパーレスはもちろん、労務費など含めたトータルコストの削減、環境への負荷抑制、会議の効率化を図ることができ、また、町民への情報提供等にタブレット端末導入の考えを、お聞きいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをいたします。

近年、自治体でもタブレットの端末を活用した議会システムを導入しているところがあることは、報道などにより私も承知をしております。

導入の主な目的は、ペーパーレス会議であるというふうに聞いております。ペーパーレス会議やペーパーレスの業務は今後検討すべき課題と思いますが、まだ、導入をしている自治体はそう多くはなく、その取り組み状況や成果を注視していきたいというふうに考えております。

さらに詳しい説明は、総務課長よりさせていただきます。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それではお答えをいたします。

ペーパーレスの会議のメリットは、紙資源の削減、資料印刷や配付にかかる労力の削減、資料差しかえ等が柔軟にできる、会議後の資料の保管場所の節約、後日資料の必要箇所を探す時間の節約、紙の紛失や盗難などなくセキュリティが向上する、また、1枚に小さな字で詰め込みがなくなり読みやすい資料になる、などが言われております。

今回のご質問に当たりまして、昨年、立科町役場内の庁舎内で生じた紙の量を数えてみました。A4判の紙で約110万枚、重さにすると4.4トン、これが通知文やお知らせ、各種会議資料などに使われ、また、その一部は役場の書庫に保管をされております。A4判以外にも色紙やA3判なども使われていますので、紙資源の一部にはなりますが、削減が期待されるペーパーレス会議は大変魅力的な取り組みであります。

しかしながら、タブレットを使う会議は、まだ限定されており、課題もあるということでございますので、先ほど町長が申したとおり、現在、導入している自治体もあまり多くないということですので、その取り組み状況や成果を注視していきたいというふうに考えております。

また、町民への情報提供等にもタブレット端末の導入はどうかというようなご提案でございますけれども、情報提供のツールは、多いほど、より多くの町民にきめ細かな情報提供ができることとなることは間違いありませんけれども、費用対効果など調査し、今後検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 「検討」というふうに答弁をいただきました。

立科町議会のほうでも、今皆さん、コンピューター、全部操作できます、議員はね。やはり、一番私が思ったのは、10年間議員をやってきました、本当に、議案書それから審議会の書類、相当ありました。

つい最近、5月です、議会事務局長にお願いして、2年前の、8回の定例会の分を処理していただいたんですけども、これからクリーンセンターができるわけですけども、生ごみだけじゃなくて、やっぱり可燃ごみとして今度出さなくちゃいけないというふうになりますと、そこにもやはり影響が出るんじゃないかなというふうに思っております。

これは例ですけども、長野県の県庁では「スマート県庁」を掲げ、平成26年度にタブレット端末を試験的に導入し、業務のあり方を見直す改革を開始、平成27年度には、日々の会議で大量に消費される紙の消費削減や印刷にかかる人件費削減に着目し、ペーパーレス会議システムを導入し、進めているところというふうに書いてあります。また、茅野市さんでも、今年度から導入したというふうに、私たち聞いております。長野市議会でも検討に入っているという報道も、新聞もありました。

立科町におかれましては、議案書とか審議会の資料などを配られたときに、時々訂正する部分がありますよね、そういう訂正する部分において、タブレット端末だと、その点はすごく簡単にできると。それは総務課長もわかっていると思うんですけども、やはり、訂正部分、それから各課から出た文書をつくってプリントして配って、その繰り返し各議案ごとにあるわけですから、その相当な負担、やっぱりそういうことも考えながら、タブレット端末の導入ということを考えてもらえればというふうに思っています。

先ほど、長坂総務課長も答えられましたけれども、私はメリットだけを言っていますけれども、デメリットも当然、それはあると、私は思っています。でも、比較した場合は、やはりメリットのほうが高い値を占めるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ早いうちに、こういう、便利で、確実で、そして労務費、それか

らペーパーレスを解消するには入れたほうがいいなというふうに思います。議会も協力しますので、ぜひ考えていただいて、よろしく願いいたします。

じゃあ、2番目の質問は、なしにしておきますね。私はね、取り組むっていう考えであれば、県庁のほうも課長級・部長級からの会議から取り組んでいるっていうふうに書かれておりますので、立科町も、まあ課長級から会議に取り組んでやってみたらどうかなというふうに思っておりますので、また……。検討というのは、やらないということではなくて、しっかり検討をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次、4番目の質問に入ります。副町長の役割と責任はについてであります。

地方自治法167条、副知事及び副市町村の職務には、「副町長は普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し別に定めるところにより、普通公共団体の長の職務を代理する」と記されてあります。職員全体を束ねていくってことは、副町長の役割、責任は決定的だと思います。

副町長に伺います。この2年間を振り返り、副町長自身、役割、責任をどのように果たされてきたのかをお聞きし、また、役割と責任はっていうことをお聞きしたいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

9番（土屋春江君） 副町長に聞いたんですけども、町長からお答えがあるということですか。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

項目の大きな4つ目ということで、今、土屋議員のほうから副町長にというお話でしたが、最初の答弁は、登壇をして私がお答えをするというのが議会の通例というか決まりだというふうに、私は認識をさせていただきますので、お答えをさせていただきます。

今、土屋議員が言われたように、地方自治法第167条で、今言われたとおり、副市町村長は、市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、市町村長の職務を代理するというふうにされている。本当に、今、土屋議員の言われたとおりだというふうに、私は思っています。

そういう中で、私が、この地方自治法第167条において副町長を任命をさせていただきました。これは、議会の同意を得て任命をさせていただきましたというふうに、私は思っております。そういう中では、今ご質問をされたように、どういう立場で、どういうふうな職務を、どういうふうにやられているかというのは、私は、しっかりと副町長がやっているというふうにお伝えをして、私の登壇の答弁というふうにさせていただきます。

たきます。

以上です。

議長（西藤 努君） 山浦副町長。

副町長（山浦智城君） それではお答えをいたします。

副町長という立場で、役目というんですかね、において、2年間携わらせていただいております。当然に負わなければならない任務ですとか義務については、こちらの、地方自治法167条のほうにも記載されているとおりであります。私についても、その167条については、私なりに理解はしているつもりではあります。

その中で、町長を補佐という形があります。町長を支え、職員とともに、施策の実現のために力を合わせて努力はしてきたと考えてはおります。

以上です。

議長（西藤 努君） 9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 町長が任命をした副町長でございますということで、2年間しっかりやっていたいただきましたというご答弁をいただきました。

私は、町長が出れないときに副町長が出席される場所へ、一緒に、副町長と何回か行かさせていただきました。それを見ていたときに、うーん、立科町の副町長として、やっぱりもうちょっと仕事が見えるような感じがほしいかなというふうに、この2年間感じました。私が感じているだけかもしれませんが、やはり、副町長に、副町長としての立場をしっかりとやっていただくというふうに思います。

これは最後になりますけれども、副町長に、副町長の立場にふさわしい指導力の発揮をしっかり望みますので、頑張ってくださいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（西藤 努君） これで、9番、土屋春江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時45分です。

（午後3時35分 休憩）

（午後3時45分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 障害者差別解消法の取り組みについて
2. 人権教育についての2件です。

質問席から願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

通告に従いまして、2項目の質問をいたします。

まず1つ目、障害者差別解消法の取り組みについての質問です。

国連の障害者権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定をされ、平成28年4月1日から施行をされました。このことは、立科町の広報にも掲載をされました。

それでは、障害者差別解消法とはどんな法律なのか。この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現につなげることを目的としています。

また、行政機関等の職員が、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、適切に対応するために、国が定めた基本方針に即して、具体例を盛り込んだ職員対応要領を定めるものとされています。

長野県では、職員対応要領を策定し、長野県の事務または事業を行うに当たり、障がいを理由とする差別の禁止について、職員が適切に対応するための基本的事項を平成28年3月に定めています。

それで、質問いたします。

障害者差別解消法の施行により、自治体に義務づけられた合理的配慮の提供について、立科町ではどのようなことが計画され、また実行されているか答弁を求めます。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

先ほど、榎本議員からもお話があったように、昨年4月に障がいのある人にも、ない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定をされました。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念により、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めているものであります。国が策定をした基本方針に沿い、国・都道府県・市町村などの役所も、会社や商店、そういう事業者が、その立場に応じて、障がいのある方の暮らしにくさを解消することに努めているものであります。

町におきましては、常に大勢の皆様が役場を初めとする公共施設にいらっしゃるわけではありますが、それぞれの窓口におきましても、障がいのある方から配慮を求められる意思の表明があった場合には、できる限りの対応を心がけている状況であります。

これは、障がいのある方だからといって過敏に反応をするということは、逆に差別を助長するというような配慮の中から、そういう皆さんが求めるものになった場合には、やはり手を貸す、声をかけるというものが、私は必要かなというふうに思っております。

また、障がいのある方、ない方、高齢者、妊婦さんなど、本当に配慮の必要と思われる方に対しましては、率先をして声かけをしたり、必要な対応ができるように努めるというところを指導をさせていただいております。職員一人一人が継続をして、法の趣旨、社会的障害の除去の必要性、障がいやその状況に応じた配慮などに関し理解を深めることが必要であるというふうに、私は考えております。

今後におきましても、継続をして職員がわかる、そういうふうな差別また障がいを解消するような形の中で、努めていくようにまいりたいというふうに考えております。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 先ほど私が申し上げました中に、長野県では障害者差別解消法が制定されるに当たり、職員対応要領というものを、すぐに策定をいたしました。

その職員対応要領というものは、やはり障がい者に対する配慮に沿って、どのように職員が対応をしなければいけないかというものを、事細かに説明をし、ある意味、職員のマニュアルとして、それを熟知して対応に当たるといった内容になっています。

立科町におきましては、この合理的配慮のための職員対応要領、これはどのように捉えるのか、答弁をもらいます。これは町民課長でお願いいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 職員向けの対応マニュアルということでございます。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条によりまして、地方公共団体等職員対応要領の策定につきましては、努力義務とされております。

現在、立科町では、この要領につきましては策定をしていない状況でございます。現在につきましては、先ほど議員がおっしゃいました県が策定をいたしております対応要領を準用するような形で運用をしているという状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） それでは、立科町独自の職員対応要領はないということですか。再度確認をいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 先ほどの答弁のとおり、現在は策定をしておりません。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） それでは、平成27年度から29年度にかけて策定をされています第6次障害者福祉計画というものが、今、策定をされています。今後、29年度で、これで終了をいたしますので、この後、約3年間、33年度までの障害者福祉計画というものを策定されることになろうということですが、その進捗状況を伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

平成30年度から3年間の計画期間となります第7次障害者福祉計画及び第5期立科町障害福祉実施計画を、今年度策定いたします。この計画は、障害者総合支援法において定められているものでございます。

今回の計画策定につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正によりまして、厚生労働大臣の基本指針に即しまして、障害児福祉計画を新たに定めるものとされております。

そのため、次期計画につきましては、第1期の障害児福祉計画を含め、一体的に策定することを予定しております。今年度の予算におきまして、委託事業としておりますことから、現在、業者選定を行っている段階であります。障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画等と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備に当たりましては、子ども子育て支援法等に基づく、支援施策との緊密な連携を図っていくことになろうかと思っております。

今後につきましては、アンケートの分析また計画策定委員会等の開催等を予定しておりまして、年度末には策定をする予定でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） この障害児福祉計画、これは、以前は立科町障害者福祉計画という位置づけでしたが、さらに障害児ということで盛り込まれてくるわけですが、これは、障害者に対する支援のあり方等々が、この計画の中で盛り込まれてくるんですが、私が、先ほど来、質問をしているものは、それを対応をする職員の障がい者に対するあり方を、職員対応要領と、中で説明をより深く理解をするために策定をするべきだということをお願いしているわけです。

これは、当然、第6次障害者福祉計画、障害児福祉計画となるのですが、そこに合わせて、合理的配慮のための職員対応要領というものを、立科町独自で、やはり策定をするべきだと思っておりますが、担当課長としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えをいたします。

障害者福祉計画、障害児福祉計画につきましては、国の定める指針にのっとりまして策定をする予定でおりますが、職員の対応マニュアルにつきましては、独自に計画

を策定をするために、今後、検討をしてみたいとは考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） それでは、その点は最後にまた町長にお伺いをいたします。

次に、この合理的配慮、なかなか皆様、耳慣れてないかと思いますが、合理的配慮の考え方、基本的な考え方を申し述べます。

まず、合理的配慮の基本的な考え方は、日常生活や社会生活の中で、さまざまな場面で人的サービス、社会的インフラが供与されているのが本来ですが、これらは障がい者の存在が想定をされていないことが多く、障がい者はこれを利用する、またその支援の恩恵を受けられないことが現実に起きています。このことを、社会的障壁が発生すると言われていています。

つまり、障がい者が利用できるように合理的配慮を提供しないことは、実質的には障がい者に対して、区別・排除・制限といった異なる扱いをしているのと同様と捉えられています。

よって、障がいのない者との比較において、支援として幅広く合理的配慮の考え方を普及し、その取り組みを進めていくことが目的となります。簡単に言えば、さまざまな場面を想定して、障がい者があったらいいなと考える配慮や工夫をし、広くそれを周知していくことが求められるということです。

この合理的な配慮には、関係職員に対する研修、その他の必要な環境の整備に努められなければならないとあり、県においては、まず最初に、職員対応要領が策定をされたものと思われます。よって、立科町でも、この第6次障害児福祉計画策定において、職員対応要領を合わせて策定をすることを求めています。

それでは、次に、この窓口対応について、窓口の相談についての現状を伺います。

現在、窓口相談といいますと、庁舎内で町民の方が相談に来られたこと、その出先で相談というよりも、庁舎内に来たときのほうが窓口相談というふうに捉えられているのではないかなと感じています。

しかし、相談があったその時点が、全て、窓口相談であると私は認識をしています。また、職員の皆様にも、そのあった、その瞬間が、やはり町民から相談を受けた、それが窓口相談のまず入り口だということを認識をしていただきたい。

そのときに答えができなくても、後日、また丁寧に庁舎にお越しく下さいというような対応になるかと思いますが、相談をされたそのときに、まず最初の入り口だということを認識をしていただきたい。

そして、その窓口については、大変、今、大きな問題があると私は思っています。実は、立科町のホームページ上での窓口、まず顔を見なくてもいい相談というよりも、知りたい情報が大変不備です。

これは、後ほど、また同僚議員が質問をされるので、そちらに託したいと思っております。

が、窓口になる立科町のホームページ、この徹底した改善を私は望みます。そうしなければ、人に会いたくない方たち、また会えない状況の障がい者が、立科町の情報を知ることが困難です。そのところは、やはりまた最後に町長にお伺いするように、ちょっと取っておきます。

それでは、窓口相談について、担当現場から、その現状を伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 窓口相談ということで、役場の庁舎の例を取りますと、やはり入り口正面が町民課の窓口であるということから、いち早くどのような方が庁舎にご来庁いただくかというところがわかる位置でございます。

町民課におきましての対応でございますけれども、この窓口対応が大変重要であると考えております。障がいをお持ちの方に限らず、高齢者、先ほど町長申しました高齢者や妊婦さんなど、配慮が必要とされると思われる方につきましては、職員からのいち早い声かけにより、適切な対応を心がけるように努めている状況でございます。

あわせて、相談の際には、言葉遣い、また声の大きさ、話す早さなど、どの窓口におきましても同様でございますけれども、その方に合った、またその方が要望をする対応を、引き続き確認をしながら対応をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 窓口相談に見える方、外見上、障がいというよりも、いろいろな不備を持って、またハンディを持ってらっしゃる方が訪れた場合の対応は、当然のことだと思います。これは職員として、全てなされなければいけないものです。

しかし、これから障がいというその項目になった場合、外見上ではわからない、内面的なものを抱えてらっしゃる方が多々いらっしゃるということです。これを職員の皆さんが、どう気づき、どう対応をするかが、この障害者差別解消法の中の合理的配慮のための、これは指針になるものです。

そのあたり、町民課長、もう一度お願いいたします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えをいたします。

障害者差別解消法では、先ほど議員がおっしゃいました合理的配慮の提供につきましては、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思表示が伝えられたときには、負担が重すぎない範囲で対応をするということが規定をされておりますので、窓口業務に当たりましては、そのように配慮をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） それでは、考え方としては、その相手の方から意思表示があった場合に

は対応をするということかなと、今、思いました。当然、障がい者の方は、ご自分からその意思表示をするのは、大変、勇気の要ることです。

しかしながら、相談を受けているその合間に、いろいろな、こちらが、相手の方に思って、相手の立ち場に立った場合、どういう配慮が必要かということは酌み取っていただきたいと思います。

また、公務員の、また職員の皆様においては、大変、スキルの高い方だと思っておりますので、相手の方の状況を読み解く力も当然備わっていると思っておりますので、その合理的な配慮等々言わずとも、やはり配慮を提供していただく場面では、お願いをしたいと思っております。

これは立科町にとっては、大変重要なこととなります。職員の皆様が、その率先した立場にあるということも周知、また認識をしていただきたいと思っております。

3番目の質問を行います。

発達に支援が必要な子供の支援体制についての質問です。この発達に支援が必要な子供、乳幼児期から成人期までの対応の状況を伺います。これは教育次長でしょうか、こういった形で進みますか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 私のほうからは、保育園、小学校、中学校の関係で答弁をさせていただきます。

保育園においては、まず入園前には全員の保護者から提出いただく保育園連絡表というものがございまして、これをもとに保護者と個別の面談を行って、子供さんの特徴ですとか関わり方で悩んでいること、また保育で配慮してほしいことなどを確認して、入園後の適切な支援につなげています。

また、この時点で、療育センターに通っている支援の必要な子供については、保護者、保健師、保育士、また療育センターの担当者で面談しながら、アセスメント表を作成して、入園後の配慮等について支援計画を立てております。

入園後につきましては、町民方の連携によって、言語聴覚士、心理士、療育コーディネーター、就学相談調査員、作業療法士、また保健師、また小学校の特別支援教育のコーディネーターの先生によりまして、巡回の相談を月1回のペースで実施して園児の発達の様子を観察しながら、支援の必要な園児への保育の関わり方や支援方法などを検討し、改善につなげるとともに、保育士を介し、現場での対応力の向上を図っております。

また、今年度より、保護者の皆さんの子育て力を高めるということを目的に、ペアレントトレーニングというものを実施し、家庭での対応力の向上を図っていきたいと思っております。

小学校との連携につきましては、毎月の巡回相談のときに、特別支援教育コーディネーターの先生にも入ってもらって、情報を共有するとともに、支援を要する園児に

つきましては、園児について作成します個別の支援計画を学校に上げ、切れ目のない支援ができるように努めておきます。

小学校におきましては、特別支援学級を開設して対応をしており、現在、知的障がいとの関係です、これが1クラス。それから自情症、自閉症、情緒障がいとの関係でございますが、こちらの関係が3クラスで編成しております。

支援学級に在籍する児童が、ケースバイケースで、現級、もともと在籍するクラスですが、現級でも授業が遅れる場合については、現級で授業を受けております。支援学級クラスの担任と、また町費で支援の講師5名を配置し、支援を要する児童への学習や学校生活全般の支援へ、手厚いサポートができるよう体制を整えています。

また、学校の特別支援教育のコーディネーターの先生、それから就学相談調査員、また療育コーディネーターが連携して、保護者との相談ですとか医療機関との連携を図るとともに、小学校においても、今年度より、希望する保護者にペアレントトレーニングを実施して、保護者の対応力の向上を図っていきます。

中学校へは、保育園から始まるこの個別の支援計画を引き継いで、継続した支援ができるよう努めております。中学校におきましても、特別支援学級を開設して、対応をしております。現在、知障の関係が1クラス、自情症の関係が1クラスで編成をしてございます。

町費でも、支援の講師3名を配置しておりますが、中学校の場合につきましては、それぞれ教科も担当しているということもありまして、支援学級の担任の先生と支援講師以外の先生方の協力をいただきながら、支援を要する生徒へのサポートを行っているのが現状でございます。基本的には小学校と同様の支援を行っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 町民課の関係をお答えさせていただきます。

先ほどの教育次長の答弁と重複する部分がございますが、ご容赦願いたいと思いません。

町民課におきましては、母子の健やかな成長、発達を支援するために、妊婦健診、乳幼児健診に加えまして、保健指導や相談支援指導事業、各種教室の開催によりまして、妊娠、出産、育児等の不安を解消するとともに、毎月の巡回相談では、保育園におきまして、心理士や医学療法士などの専門職を含めまして、成長、発達の確認や発達の特性に応じた子育て方法などの検討や保護者からの相談に応じております。

母子保健で行う乳幼児健診の時点で、発達が心配される幼児は、保健師により相談やケアを行い、関係課等の連携により進めている状況でございます。

また、成人期におきましては、就学期からの状況の把握を行い、支援の必要がある場合には支援会議等個別の対応をしております。

また、佐久域定住自立圏での取り組みになりますけれども、障害児発達支援事業に

おきまして、児童の生育や医療、また支援情報など、出生からライフステージごとのお子さんの成長に合わせて記録をし、新たな環境で、母子が安心して過ごすための手助けとなるサポートブックを、必要とする保護者にお渡しし、情報の共有を行っております。

お子さんが成長して、社会生活の場面では支援を必要とした場合、こちらにも活用できる仕組みとなっております。このような関係者が、継続的な支援につなげている状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 大変手厚い、乳幼児からまた小・中学校、教育委員会管轄のところは、大変わかりました。

先ほど、ペアレントトレーニングという言葉が出ましたが、このペアレントトレーニングは、やはり大変重要なことで、小学校、中学校、この期間は教育委員会管轄で、義務教育の中でいろんな大人の目がありますが、ここを終わった後、やはり高校に進んだ場合、中学を卒業した後、社会人になり、成人期になりって、そういったときには、ぼんと自分たちの家族だけで手放されてしまって、社会からの温かな支援というのは、ちょっと薄らいでくる時期になります。

立科町では、その部分を、今度、町民課のほうでサポートブックというのでサポートをしながら、また町民課のほうに相談をしながら、いきなり教育委員会の管轄が終わった後は、社会人ではこちらで支援をしてもらえると、またある意味、大変手厚い支援が一貫して行われているのではないかなと思えました。この取り組みは、これからさらに充実をさせていただいて、お願いをしたいところです。

そういった場合に、一番、大変重要になってくるのが、それに当たる職員の対応の仕方です。先方に、どういう印象を与えるか、どういう形でその方の相談と一緒に考えているのか、その資質が問われるところなんです、これは全てが、やはり職員の資質向上というところで、また後段にもその質問はしますが、前段では一応この障害者差別法では、町長に最後にまとめの質問をさせていただきます。

個別支援計画書、現在そのまま動いていると思いますが、その支援計画書は保護者ととも教育委員会のほうで、ちょっとお伺いいたしますが、個別支援書でしょうか、教育委員会では支援書になるのでしょうか、ちょっと名前が不確かなので、そこを確認いたします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 保育園のほうでは、一番最初に、保育園でつくるわけですが、個別支援計画というふうに呼んでおります。俗称といいますか、ではカルテと呼んで、それを使っているということでございます。俗称ですね。正式名は個別支援計画で呼んでおります。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 個別支援書、通称カルテと呼ばれているものですね、そのカルテは、当然、守秘義務等々ありますが、大切なその方を守るいろんな、病院で言う通常の入院カルテみたいなものになってくるんですが、このカルテの取り扱い方法、これは保護者も同意でやられているかどうか、その辺の確認をいたします。

議長（西藤 努君） 中谷たてしな保育園園長。

たてしな保育園園長（中谷秀美君） お答えいたします。

個別支援計画書は、計画書は保護者の同意を得て、この小学校のほうにつなげております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 前段のまとめに入ります。

先ほどの地方公共団体における職員対応要領、これが、策定状況が平成29年の4月時点で、ほぼ都道府県また指定都市、中核都市では、ほぼ100%に近い状況で策定をされています。

その他の市町村、全国の市町村1,639の市町村ありますが、その中で、約29年4月時点で61.6%、策定済みのところが1,009市町村になっています。この数字の中には、今年度また来年度以降策定をするという数字も含まれております。

ただし、策定をしないという市町村もあるようです。策定をしない理由の中には、通常の服務規律に同様の機能が付加されている場合は、改めたこういった対応要領を策定をしないということらしいです。

立科町において、全てを精査していただいて、その服務規律等に職員の方の対応要領、またマニュアル的なものが策定をされているのであれば、これからつくる必要はないんですが、その辺も確認をして、これから事に当たっていただきたいと思います。

実は、長野県その策定要領の中の一部に、理解促進のための研修というのがありました。読ませていただきます。「職員一人一人が、障害のある人に対して、適切に対応し、また障害のある人及びその家族、その他の関係者から相談等に的確に対応するためには、法の趣旨——この法は障害者差別法です——社会的障壁の除去の必要性、障害やその状態に応じた配慮等に関する理解を深めることが必要である」とあります。

そのために、職員は健康福祉部障害者支援課等々といって、これは長野県の中のやらなければいけない職員に対するものですが、立科町はこの中の、障がい、社会的障壁の除去の必要性等々を、やはりきちんと職員のほうにマニュアル化するべきではないかと思っています。

これは、当然、これから策定をするに当たって、いろんな審査会というか協議会がつくられるんでしょうが、そのときにどういう意見を盛り込むか、また対応を盛り込むかを十分に考慮をしていただきたいと思います。

この一段目の質問の最後に、町長にちょっとお伺いをします。よろしいでしょうか。
障害者差別解消法の障害者とは、この障害者とは、先ほど町長、前段で答弁されたときに、外見上わかる方を指されましたが、町長の見解はどのようなところまで障害者を捉えてらっしゃるかお伺いいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私は、障がい者という言葉はあまり使いたくないというふうに思っております。障がいがある方たちであります、いろいろな人があるというふうに思っています。それは本当に目に見える人、また目に見えない人、そういうふうなものが、やはり、私は障がい者、障がい者というようなくくり方が、非常に、私にはしっくりこないというふうに思っています。

先ほども答弁の中でお話したとおり、障がいをお持ちの方、障がいがある方に関わらず、やはりいろいろな人たちがいるということは、私はその多様性というものを認識をしていかなければいけないというふうに思っています。人間誰しも、やはり生きていく上で、個性、そういうものが存在するというふうに思っています。

それが、一くくりに、障害だけではなく、やはり全てにおいて、そういうふうな多様性があるということ、私たちが、やはり包み込むような世の中をつくっていくということが、私は必要だというふうに思っています。

そういうふうになりたい、この町は、立科町はそういう町であるというふうに、私は、今、町長という中で、そういうふう感じてはおります。

そういう中で、今、ご指摘があったとおり、職員対応マニュアル、マニュアルがあれば全て解消するののかというところも、ひとつ問題ではあるのかなというふうに思っています。とかく、マニュアル化、マニュアル化というふうに言われていますけれども、心の問題は、やはりその人の潜在する意識の中にあるというふうに思っています。

ですから、今、保育園、小学校、中学校、またそれを連携する、そういうふうなものになる子供のその教育の中から、やはり啓発をしていきながら、そういうことがないような社会にしていくということが、私は一番肝要ではないかなというふうに思っています。

ですから、一番、私たちが勉強をしていきながら、理解を含めて啓蒙をしていくということが、私は榎本議員がおっしゃりたいことかなというふうに思っています。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 私が言いたいことを言っていただいたと思いますが、言っていただいたんですが、それをやってくださるのは町長になりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

現在でも、私は、職員がしっかりとそういうふうな対応をしていただいているというふうに思っています。今日、午前中もほかの議員のほうから、その人権についてというお話もありました。そういう中から、自分はそう思っていなくても、人がどう感じるかというところが、一番のやはり問題になってくるのかなというふうに思っています。

ですから、そういうふうなことがないように、皆が声をかけながら、やはりそういうものがない、分け隔てがない町をつくっていくということが、私に課せられた任務だというふうに思っています。

現在、職員もそれぞれ若い職員、また年配の職員もいます。そういう中で、理解を深めながら啓発をしていくということが、やはり必要だというふうに感じてはいます。以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 期待をしております。

それでは、次に人権教育についての質問に入ります。

自由及び平和の基礎となる基本的人権を確保するため、世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として、1948年、昭和23年12月10日の国連総会において、世界人権宣言が採択をされました。

国連では、採択日である12月10日を人権デーと定め、国連加盟国及び関係機関に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請をしています。

日本におきましても、12月4日から10日までの1週間を人権週間として、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重意識の普及・高揚を図るための、世界各地で啓発活動が行われます。

長野県では、平成22年2月に、人権政策推進基本方針を策定をし、人権が尊重される長野県づくりを掲げ、人間の尊厳を原点に、一人一人の個性や多様性を尊重し、全ての人が互いに支え合いながら、ともに生きる社会の実現を目指し、12月1日から10日までを、「人権について考える県民運動強調旬間」に設定し、さまざまな啓発活動が展開をされています。

立科町では、9月から10月にかけて、分会人権学習会を全33分会で開催し、お互いの人権を尊重し、人と人とのつながりを大切にしたい町づくりを地域で学び、さらに毎年12月は、人権教育の推進と啓発を図るため、人権を考える町民大会を開催し、今年で40回目となります。

開会宣言には、さまざまな人権課題が解消され、人権が尊重される町づくりを目指すとして宣言をしています。立科町は人権宣言をしている行政団体です。

そこで、質問をいたします。

学校教育や町民に向けた生涯学習での人権教育は、大変活発に行われているところ

です。では、庁舎内、自治体職員、正規職員、臨時職員、任期つき職員の人権教育の現状は、いかがなのか質問をいたします。

議長（西藤 努君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

現在、さまざまな人権問題が存在をし、時代の変化に伴い、新たな差別やまた偏見も生まれてきているというふうに思っております。

当町では、従前より、各分会における人権学習会や分会指導者養成講座、人権を考える町民大会など、議員がおっしゃるとおり、地域住民に向けた取り組みや、保育園、小学校、中学校、高校の学校教職員合同による人権の教育研修会など、教育現場での取り組みにより、人権教育、啓発の活動を推進をしております。

議員が言われた職員に対する人権教育といたしましても、人権を考える町民大会や分会人権学習会での参加を呼びかけるとともに、必要に応じて職員研修会で人権・同和問題についても取り上げてまいりました。

また、課長など幹部職員には、分会人権教育指導者養成講座への参加をさせるとともに、人権教育推進協議会にも参画をし、分会人権学習会では、推進者として参加をし、地域の皆様の声を聞くとともに、人権への見識を深めているというふうに思っております。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） ここで、それぞれに分かれて質問をしようと思いましたが、時間の関係上、町民向けには教育次長にお伺いするところですが、飛びまして、職員向けのほうの質問だけにさせていただきます。

職員向けに対する人権教育、その課題と対策を伺います。総務課長、お願いいたします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

人は生まれながらにして自由かつ平等であると表現される基本的人権でありますけれども、課題は数多くあり、それぞれの取り組みが行われております。

課題の一例を示しますと、女性や子供の問題、高齢者や障がいのある人の問題、同和問題、外国人の問題、犯罪者や犯罪被害者、あるいは性的嗜好、性同一性障がいなど、非常に多岐にわたり、それぞれ人権侵害、治安の予防のための啓発や救済活動が、法務省人権擁護局が中心となり行われております。

どの問題もとても大きく、そしてとても深い問題であります。町では、職員を対象に開催した人権研修会は、人権同和学習会として、基本的人権についての研修会を行いました。

多岐にわたる人権であり、それぞれの問題について掘り下げた研修を行うことができないことが課題ではないかと思っております。人権は違いを認め合う心によって守られるものとも言われております。

基本的な人権教育ではありますが、全ての人権についての理解を深め、違いを認め合う心の育成につながっているものと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） それでは、総務課長に再度確認をいたします。

職員向けの人権意識の向上を目指すには、研修だけが、先ほどおっしゃられましたが、どういうところでその意識の向上を目指すにはどうしたらいいかの答弁を伺います。お考えです。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 先ほども申し上げましたけれども、人権はそれぞれの違いを認め合う心によって守られていくものと言われておりまして、職員一人一人がそれぞれ違いを認め合う心を持つ必要がございます。

町で現在行っています震災用職員の研修では、全体の奉仕者として、公平・公正であり、法令を遵守することなどを求めています。今後、この震災用職員の研修会の中で、人権を意識したプログラムを取り入れることが可能か検討をしていきたいと考えております。

また、県・市町村職員研修センターで行う、震災用職員研修では、地方公務員としての基礎知識の養成を行い、さらに中堅職員の研修、係長の研修、課長級の研修と、役職に応じた研修を行い、公務員としての必要な意識づけを行っております。

人権意識を向上させるには、人権について職員一人一人が学習していく以外にないのではないかと考えております。研修会などでの学習や、日頃から人権が守れていないと感じたときに、そのことを話し合える職場環境を整備していくことも重要と考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 組織において、組織、係長、またそれ以下主任、主査、皆さんは課長という、やはり責任職の中で、いろいろ注意も受けることもできます。一番私が危惧をしているところは、やはり課長級またそれに準ずる任期つき職員及び係長等々のところが、やはり他の若い職員の模範とならなければいけないのではないかと考えています。その模範となるべき人を、今度、指導する。それはどなたになるか、任免権者になるわけですか、そこは。副町長になりますか、確認をします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 指導をするというのは、指導というか、現在、なかなかできていな

いことかと思えますけれども、先ほども答弁させていただいたとおり、そこら辺を疑問に思う、あるいは、これは人権に対して配慮が足りないんじゃないかという、そういうことを敏感に感じ取れる職員になってもらいたいと思ひまして、それについて、中で検討ができるという、そういう職場の雰囲気をつくっていかねばならないと思ひています。

それにつきましては、当然、課長級につきましては、人権教育の推進協議会にも参画をして、それぞれの立場で指導者というような形になって地域にも出ておりますので、そこを感じ取れる職員になってもらいたいと思ひていますが。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 課長、立場は大変責任が重いかと思ひます。常に、自分が自分を見定めて、やはりそうあるべきだということを自分が向上心を持って行わなければ、やはり誰も注意はしてくれませんし、また、そういうお互いが課長職であっても、お互いがそれをまた認め合いながら、また注意をし合いながら、より良い職場になっていく、思いやりのある職場になるというのも、大事なことだと思ひます。

ただ、研修、勉強会の研修は一度行ったら終わりではありません。やはり、時とともに薄らいできます。常に、その研修の機会があれば、課長職の皆さんにお願いしたいのは、研修の機会を、その部下の皆さんたちに与えていただき、また町長みずからそういったものを、先に立って、職場の規定として進めていく、気づきを与えていただきたいと思ひます。

実は、立科町の職員の人事評価っていうのが当然ありますが、その規定の中にちょっと疑問なところがありましたので、この辺の確認をさせていただきます。

実は、この人事評価の規定の中に、課長補佐とか係長を評価する方は、1次評価で課長が行う。2次評価で総務課長が行うというふうに、ここに盛られています。で、最終確認者は副町長になっています。

ここで不思議に思ったんですが、課長級を評価するのは、1次評価が副町長、2次評価はなく、最後の確認者がまた副町長となっています。となると、課長級は1次評価の副町長がその評価をし、確認もまた副町長が行うとなると、正直、副町長の観点が違っていたら、そこでもう評価が変わるということになります。

これは、やはり立科町の職員の人事評価に関する規定、もう一度、これはきちんと検討をしなければ、このままの形では、ちょっとあり得ないと思ひていますが。これは答弁は求めませんので、メモを取っておいてください。

私が一番危惧するのは、今、立科町、任期つき職員7名いらっしゃいます。5月1日時点で係長級の職員、任期つきが6人、そして課長級の任期つき職員の方がお一人、合計7名です。

この任期つき職員の人事評価は、どの方、1次評価、2次評価ありますが、どうい

う枠組みになるのか伺います。これは総務課長、お願いします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

ただいま榎本議員さんからあったとおり、職員につきましては係長、係長につきましては課長、課長級につきましては副町長が、それぞれ評価をしておるということがあります。係長については課長が評価をして、2次評価が副町長ということでありませ

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） そうしますと、その給料等、号俸ですか、それに合わせた、準じた評価の設定になるわけです。そうすると、大変、これは、私は厳しいことを申し上げます。

まず、任期つき職員の方たちに対して、総務課長は当たっていただきたいんですが、号俸で5号の方は求められるスキルは、特に高度な専門的な知識経験を有する者、その知識経験を活用して、特に困難な業務で重要なものに従事する場合というのが、5号俸の任期つき職員の業務命令です。

この後、課長級の方は6号俸になりますが、極めて高度、特にではない、極めて高度な専門的な知識経験または優れた見識を有する者、その知識経験を活用して、特に困難な業務で重要なものに従事する場合、これが6号俸の方です。

ですので、私は大変優れた見識を有していると思っております。この方たちに対する人権教育が大変重要だと思います。

これから窓口業務、もう時間がありませんのでまとめますが、町長に最後に伺いますので、ちょっと用意をしておいてください。

やはり、6号俸の方を町長がこれから人権教育という形の中で、先ほどご自分のスキルは、大変、いろいろ思いやるところがあるかもしれませんが、職員を育てていくという立場にあった場合、マニュアルもなく、ただ思いだけで相手がそのようにやってくれるかどうかはわかりません。その場合、町長としては、この6号俸そして5号俸の方たちに、どう対応をしていくのか答弁を願います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

5号俸、6号俸、言われておりますけれども、私就任をしてから任期つき職員を採用をさせていただいております。その採用をした職員に関しては、今、榎本議員が言われたとおり、高度な見識を持つ、また優れた見識を持つというような形の中で、私は採用をしておるというふうに感じております。

これは、私個人的に採用をしたのではなく、やはり採用試験の中でしっかりと、総務課長また副町長、教育長、また私という中で面接をし、また試験をした中で、そういうしっかりとした見識を持っている人間を採用をし、今、従事をしていただいているというふうに、自信を持って、私は発言をさせていただきたいというふうに思いま

す。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 今回の質問は、やはり町民から寄せられたものを形にしたものです。町長のほうで自信を持って職員採用をされた。それは当然、そうだと思いますが、やはり町民からの相談事があったという事実も、これは免れないことです。

やはり人権教育は簡単にことが進むわけではなく、まだその現場は、決してそれに対して解決はしていません。それに対するやはり町長のこれからのあり方を、私は期待をしておきます。

以上で終わります。

議長（西藤 努君） これで、7番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで散会します。お疲れさまでした。

（午後4時46分 散会）